

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた 西側諸国のエネルギーを巡る対応 —国際秩序の維持とエネルギー政策のトレードオフ— (2022年7月5日版)

上野 貴弘 丸山 真弘 堀尾 健太
電力中央研究所 社会経済研究所

作成日 (2022年7月5日)

要約:

2022年2月24日、ロシアがウクライナ侵略を開始した。ロシアの一連の行動は深刻な国際法違反であり、国際秩序が根底から揺らいでいる。西側諸国はロシアの銀行を国際銀行間通信協会(SWIFT)から締め出し、ロシア中央銀行の外貨準備を凍結するなど、経済制裁を速やかに強めたが、エネルギー分野での制裁は当初から難航した。エネルギー資源はロシアの輸出額全体の約半分(2021年時点)を占めており、米国等は速やかに禁輸を決定する一方、EUは天然ガスのロシア依存度が4割を超えるなど、ロシアに依存している国々が即時には依存脱却できないためである。ただし、西側諸国の間では、可能な燃料から禁輸を行いつつ、ロシアへのエネルギー依存度を段階的にゼロに近づけていく方向性が明確に示されている。

これに対し、ロシアは、パイプラインガスへのルーブル建て支払いの要求、要求に応じなかった一部の欧州諸国への天然ガス供給の停止、ノルドストリーム1パイプライン経由の天然ガス供給の削減など、EU側の依存度が高い天然ガスを標的とする措置を追求している。また、6月30日には、サハリン2の財産譲渡を目的としたロシア大統領令が発出された。

本稿は、ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた西側諸国のエネルギーを巡る対応(2022年6月30日時点)を整理した上で、エネルギー政策への示唆を考察することを目的とする。

西側諸国は、一部または全部のロシア産燃料の禁輸、ロシア産燃料への代替策の確保、備蓄放出による原油価格の抑制、エネルギー価格高騰への対策等を実施・検討している。特に代替策の確保においては、各国のエネルギー事情を踏まえ、国・地域ごとに時間軸に沿った対応を検討しており、EU、特にドイツではロシアによる天然ガス供給削減への対応が喫緊の課題となっている。また、最終的な脱炭素化の方向性は維持しつつ、中長期的な代替策の確保において、脱炭素化と整合的な形での脱ロシア依存を追求しようとしている。

従来、エネルギー政策の基本的な目的は、①経済 (economy)、②エネルギー安全保障 (energy security)、③環境 (environment) という「3 つの E」であり、様々なエネルギー源を組み合わせ、3 つの目的をバランスさせてきた。ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、国際法の重大な違反を許さないという「法の支配に基づく国際秩序」を守る観点から、西側諸国は一部のエネルギーの禁輸を実施し、脱ロシア依存を追求しているが、その過程で「エネルギー政策の 3 つの E」との間のトレードオフに直面している。また、部分的にはシナジーの可能性も出ている。具体的には、経済面では、エネルギー価格の高騰に伴う経済への悪影響というトレードオフ、エネルギー安全保障面では、代替策が整わない中で禁輸・脱ロシア依存に踏み切ると、あるいはロシア側が制裁への報復として一方的に供給を削減または遮断すると、エネルギー需要を満たせず、危機に陥りかねないというトレードオフ、環境面 (脱炭素化) では、石炭火力への回帰が起きる場合のトレードオフと再エネ・原子力・省エネが代替策になる場合のシナジー等である。

禁輸・脱ロシア依存によるロシア側の収入減少効果は燃料間で一様ではなく、ロシア側が他の販売先により高値で燃料を売却できれば、逆に収入が増えるリスクもあることから、それぞれの燃料取引の特徴を踏まえて、ロシアの収入を最小化する形で、禁輸・脱ロシア依存を遂行すべきである。その際、“3E”とのトレードオフをどこまで受け入れるかが難題であり、国民がエネルギー価格の高騰をどこまで支持できるのかも課題となる。また、ロシア産石油の輸入に対する上限価格構想等の、ロシアの収入を減らしつつ、それ以外の国々における経済面でのトレードオフを抑制する手法の検討も必要である。国際秩序が大きく壊れれば、日本の安全保障にも影響が及び、エネルギー面に限っても、紛争の増加やシーレーンの不安定化によって、エネルギーコストが増加し、さらにはエネルギーを海外に依存することすら困難になる可能性もある。国際秩序が維持されることで、エネルギーに限らず、経済・社会活動が支えられることを認識した上で、トレードオフに向き合う必要がある。

※本ディスカッションペーパーは、[「ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた西側諸国のエネルギーを巡る対応—国際秩序の維持とエネルギー政策のトレードオフ— \(2022年6月20日版\)」 \(SERC Discussion Paper 22004\)](#) に対して、その後の動向を反映する目的で、主に以下の加筆を行ったものである。


- ・ 2022年6月28日のG7首脳コミュニケ (13頁)
 - ・ ロシアによる欧州向け天然ガス供給の停止・削減の動き (14~15頁)
 - ・ サハリン2の財産譲渡を目的とした大統領令 (16~18頁)
 - ・ ロシアを原産地とする石油を使用して第三国で製造された石油製品のEUへの輸入に関する欧州委員会の見解 (22頁)
 - ・ ウクライナ・ルーマニア間の電力取引開始 (42頁)
 - ・ ドイツにおける天然ガスの供給確保のための措置及びガス緊急計画 (52~56頁)
 - ・ 米国バイデン大統領の” Gas Tax Holiday” 提案 (66頁)
 - ・ エネルギー安全保障上のリスク顕在化 (82-84頁)
 - ・ ドイツ、イタリア、オランダ等における石炭火力の稼働増加見込み (87頁)
 - ・ G7サミットにおける天然ガス部門への公的支援の扱い (87頁)
 - ・ G7首脳コミュニケにおける上限価格構想 (97頁)、上限価格構想の課題 (98頁)
- また、要約にロシアの動きを加筆しつつ、本文の「1-1 EUの対応」及び「1-2 ドイツの対応」について、頁の順序を時系列からテーマ別に変更した。

免責事項

本ディスカッションペーパー中、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所又はその他機関の見解を示すものではない。

Disclaimer

The views expressed in this paper are solely those of the author(s), and do not necessarily reflect the views of CRIEPI or other organizations.



ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた
西側諸国のエネルギーを巡る対応
—国際秩序の維持とエネルギー政策のトレードオフ—
(2022年7月5日版)

電力中央研究所	社会経済研究所
上席研究員	上野 貴弘
参事	丸山 真弘
主任研究員	堀尾 健太

2022年7月5日

 電力中央研究所

※「侵略」という言葉の使用について

報道では「侵攻」が用いられることが多いが、本稿では、以下の使用例を踏まえて、「侵略」を用いる。

- 日本政府は今回の事態を「ロシアによるウクライナ侵略」と捉えており、首相官邸は「[ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた対応について](#)」と題する情報をウェブサイトに掲載している。国会においては、衆参両院で「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」を可決した（※[衆議院は2022年3月1日に可決](#)、[参議院は3月2日に可決](#)）。
- 国連総会の緊急特別会合は、2022年3月2日に、[ウクライナへの侵略 \(aggression\) に関する決議](#)を141カ国の賛成で採択した（※反対5カ国、棄権35カ国）。
- 米国バイデン大統領は[2022年2月24日の演説](#)において、今回の事態を侵略 (aggression) と表現した。
- 欧州連合においても、欧州理事会のミシェル議長と欧州委員会のフォンデアライエン委員長が2022年2月24日に「[ロシアによるウクライナに対する前例のない軍事侵略 \(Russia's unprecedented military aggression against Ukraine\)](#)を最も強い言葉で非難する」との声明を公表した。

※本ディスカッションペーパーは、「ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた西側諸国のエネルギーを巡る対応—国際秩序の維持とエネルギー政策のトレードオフ—（2022年6月20日版）」（SERC Discussion Paper 22004）に対して、その後の動向を反映する目的で、主に以下の加筆を行ったものである。

- 2022年6月28日のG7首脳コミュニケ（13頁）
- ロシアによる欧州向け天然ガス供給の停止・削減の動き（14～15頁）
- サハリン2の財産譲渡を目的としたロシア大統領令（16～18頁）
- ロシアを原産地とする石油を使用して第三国で製造された石油製品のEUへの輸入に関する欧州委員会の見解（22頁）
- ウクライナ・ルーマニア間の電力取引開始（42頁）
- ドイツにおける天然ガスの供給確保のための措置及びガス緊急計画（52～56頁）
- 米国バイデン大統領の“Gas Tax Holiday”提案（66頁）
- エネルギー安全保障上のリスク顕在化（82-84頁）
- ドイツ、イタリア、オランダ等における石炭火力の稼働増加見込み（87頁）
- G7サミットにおける天然ガス部門への公的支援の扱い（87頁）
- G7首脳コミュニケにおける上限価格構想（97頁）、上限価格構想の課題（98頁）

また、要約にロシアの動きを加筆しつつ、本文の「1-1 EUの対応」及び「1-2 ドイツの対応」について、頁の順序を時系列からテーマ別に変更した。

免責事項

本ディスカッションペーパー中、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所又はその他機関の見解を示すものではない。

Disclaimer

The views expressed in this paper are solely those of the author(s), and do not necessarily reflect the views of CRIEPI or other organizations.

背景

ロシアによるウクライナ侵略が揺るがす国際秩序

2022年2月24日、ロシアがウクライナ侵略を開始。ロシアの一連の行動は国際法の重大な違反（主権・領土一体性の侵害、武力行使、病院や原子力発電所への攻撃等の国際人道法違反）であり、法の支配に基づく国際秩序への挑戦

西側諸国による経済制裁

西側諸国はロシアの銀行を国際銀行間通信協会（SWIFT）から締め出し、ロシア中央銀行の外貨準備を凍結する等、経済制裁を強化

目的は、ロシア経済に打撃を与えて行動を変容させることのみならず、国際法違反の帰結を重大なものにすることで、法の支配に基づく国際秩序を守ること

※経済制裁への参加国は、たとえば、米国主導の輸出規制に参加しているのは、カナダ、日本、韓国、豪州、ニュージーランド、EU27カ国、英国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスの[合計37カ国](#)であり、先進国を中心とする一部の国々に限られる。本稿は「西側諸国」を一般的な意味合いで使用し、その境界を明確には定義しないが、様々な分野での制裁に参加している国々に近い

※国連総会の緊急特別会合は、2022年3月2日に[ロシアによるウクライナ侵略の非難決議](#)を、3月24日に[ウクライナへの侵略の人道への影響に関する決議](#)を、4月7日に[人権理事会におけるロシアの理事国資格停止の決議](#)を採択した。前2者に対しては、全193カ国中、賛成国が140カ国以上であったのに対し、4月7日の決議への賛成国は93カ国に留まり、反対24カ国、棄権58カ国であった。

西側諸国以外の国々の大半も、ロシアによる主権・領土の一体性の侵害及び武力行使を非難し、ウクライナにおける人道的状況への懸念を共有している。ただし、人権理事会の理事国資格停止を巡っては票が割れており、西側諸国との立場の一致が完全ではないことが示唆される

背景

エネルギーとの関係

エネルギー資源はロシアの輸出額全体の約半分（2021年時点）を占めるものの、この分野での制裁は難航し、速やかな禁輸に踏み込めず。EUは天然ガスのロシア依存度が4割を超えるなど、ロシアに依存している国々が速やかには依存脱却できないため。依存度が低い米国等は即時の禁輸に踏み切りつつ、他の西側諸国は一定の期間のうちに、エネルギーの脱ロシア依存を進めていく方向

他方、ロシア側は、①パイプラインガスへのルール建て支払いの要求、②要求に応じなかったポーランド・ブルガリア・フィンランド、オランダ、デンマークへの天然ガス供給の停止、③ノルドストリーム1パイプライン経由の天然ガス供給の削減、④サハリン2の財産譲渡を目的とした大統領令、⑤西側諸国の制裁への報復としてロシア産の製品・原材料の輸出を禁止する大統領令への署名など、エネルギー分野を対象とする措置を追求

→「西側諸国によるエネルギーの脱ロシア依存の追求」と
「ロシア側による報復」を通じて、
各国のエネルギー事情の中で、エネルギー政策の“3E”とのトレードオフが顕在化。
部分的にはシナジーも（※次頁）

本稿の分析視点：「法の支配に基づく国際秩序の維持」と「エネルギー政策の"3E"」のトレードオフ

法の支配 (the rule of law) に基づく国際秩序の維持

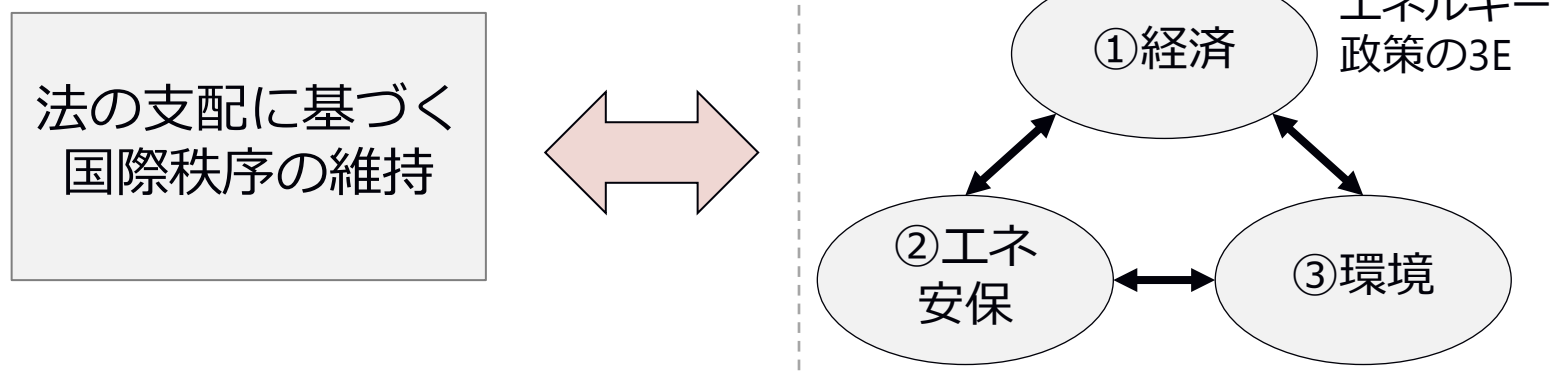
西側諸国は、ロシアによる国際法の重大な違反（主権・領土一体性の侵害、武力行使、病院や原子力発電所への攻撃等の国際人道法の違反）に対して、「経済制裁（エネルギー面では化石燃料の禁輸）」を実施し、「エネルギーの脱ロシア依存」を追求。ロシア側はエネルギー面での報復的措置を実施

エネルギー政策の"3E"

エネルギー政策の基本的な目的は「3つのE」（①経済（economy）、②エネルギー安全保障（energy security）、③環境（environment））。

様々なエネルギー源を組み合わせ、3つの目的をバランスさせてきた

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた「国際秩序の維持」の手段と「エネルギー政策の3E」の間のトレードオフに直面。部分的にはシナジーも存在



本稿の目的と構成

目的

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた西側諸国のエネルギーを巡る対応（2022年6月30日時点）を整理した上で、「法の支配に基づく国際秩序の維持」と「エネルギー政策の"3E"」のトレードオフとシナジーという視点から、エネルギー政策への示唆を考察する

構成

1. ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた西側諸国のエネルギーを巡る対応
 - 1-1. EUの対応
 - 1-2. ドイツの対応
 - 1-3. 英国・米国・日本等の対応
2. エネルギー政策への示唆

1. ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた西側諸国のエネルギーを巡る対応

ロシア経済と化石燃料輸出

輸出総額に占める化石燃料の割合は50%程度

GDP比では2021年時点で石油輸出が10.8%、天然ガス輸出が4.0%と推定^{*1}
ブルームバーグ・エコノミクスは2022年のエネルギー輸出の収入が、
3,210億ドル（前年比で約3割増）と予想^{*2}

→エネルギー輸出がウクライナ侵略を経済面で支えている側面は否めない

^{*1} Houser, T. et al. 2022, "US Policy Options to Reduce Russian Energy Dependence," Rhodium Group.

^{*2} ブルームバーグ「ロシア、エネルギー輸出で今年40兆円の収入へー禁輸なければ」2022年4月1日。

※ウクライナのゼレンスキー大統領の日本の国会における演説での発言（2022年3月23日）

「ロシアとの輸出入を禁止し、軍に資金が流れないように、ロシア市場から企業を引き揚げる必要があります」

ロシアの化石燃料輸出（2020年）

化石燃料生産におけるロシアの位置付け

原油生産量は世界で第3位（シェア12.1%）、原油輸出量は世界で第2位（シェア12.3%）
 天然ガス生産量は世界で第2位（シェア16.6%）、LNG輸出量は世界で第6位（シェア5.8%）
 石炭生産量は世界で第5位（シェア5%）、石炭輸出量は世界で第3位（シェア18%）

欧州への輸出が圧倒的に大きい（特に天然ガス・石油）。石炭は東アジアへの輸出も大きい

ロシアの原油輸出先

	輸出量	総量比
輸出総量	260	—
欧州	138.2	53%
中国	83.4	32%
日本	5.1	2%
インド	2.6	1%

ロシアの石油製品輸出先

	輸出量	総量比
輸出総量	106.8	—
欧州	57.5	54%
米国	22.3	21%
中国	3	3%
日本	1.1	1%

（輸出量の単位は百万トン）

ロシアの天然ガス輸出先

	輸出量	総量比	
輸出総量	238	—	
パイプライン輸出	197.7	83%	総PL比
欧州	168	71%	85%
他のCIS諸国	26.1	11%	13%
中国	3.9	2%	2%
LNG輸出	40.4	17%	総LNG比
欧州	17.2	7%	43%
日本	8.4	4%	21%
中国	6.9	3%	17%
台湾	3.3	1%	8%
韓国	2.8	1%	7%

（輸出量の単位はbcm）

※欧州各国のパイプラインとLNGの合計輸入量がロシアの総輸出量に占める割合は、ドイツ24%、フランス3%、イタリア8%、オランダ5%、その他EU27%、英国3%

ロシアの石炭輸出先

	輸出量	総量比
輸出総量	5.66	—
欧州	1.96	35%
中国	1	18%
韓国	0.71	13%
日本	0.58	10%

（輸出量の単位はEJ）

※データの出所はBP統計。
 BP統計では欧州（Europe）は“European members of the OECD plus Albania, Bosnia-Herzegovina, Bulgaria, Croatia, Cyprus, North Macedonia, Georgia, Gibraltar, Latvia, Lithuania, Malta, Montenegro, North Macedonia, Romania and Serbia”と定義されている

ロシアへのエネルギー依存度

G7諸国

消費量に対するロシア輸入比率（2020年）

	日本	米国	英国	カナダ	ドイツ	フランス	イタリア
石油	3.5%	4.1%	16.9%	0.4%	37.2%	16.7%	18.7%
天然ガス	8.2%	0.0%	3.0%	0.0%	45.7%	20.0%	40.9%
石炭	13.7%	0.1%	20.9%	1.9%	22.7%	24.5%	52.7%

※データの出所は国際エネルギー機関（International Energy Agency），“Reliance on Russian Fossil Fuels in OECD and EU Countries”

EU全体

石油：輸入依存度は97%（2020年）、全輸入に対するロシア比率は27%（2021年）

天然ガス：輸入依存度は84%（2020年）、全輸入に対するロシア比率は45%（2021年）

石炭：輸入依存度は36%（2020年）、全輸入に対するロシア比率は46%（2021年）

※データの出所はEurostat（輸入依存度）及び欧州委員会のREPowerEU（全輸入に対するロシア比率）

※補足情報

日本：一般炭輸入のロシア比率は13%、原料炭輸入のロシア比率は8%（2021年速報値）

米国：ロシアからの石油輸入の半分程度が製油所のインプットとして使われるマズート、3割弱が原油

※データの出所は経済産業省「戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部」、米国エネルギー省エネルギー情報局

ロシアへの経済制裁とエネルギーの禁輸・脱ロシア依存の動き

ロシア金融機関の国際銀行間通信協会（SWIFT）からの排除

米国、英国、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、欧州委員会の共同声明とEUの決定を踏まえ、ロシアの金融機関を締め出し（※日本も個別に声明）

ただし、ロシアへのエネルギー依存度が高いドイツ等の一部欧州諸国に配慮し、エネルギー取引に関わるガスプロムバンクは排除の対象外（※当初、ズベルバンクも対象外だったが、EUは6月3日の第6次制裁パッケージで同行も除外）

西側諸国によるロシア産化石燃料の輸入禁止または依存度低減の動き

米国のバイデン大統領は3月8日に、石油・LNG・石炭等の全てを輸入禁止とする大統領令に署名

カナダは2月28日に、ロシア産の石油の輸入禁止を発表（※もともと輸入無し）

英国は3月8日にロシアからの石油輸入を2022年末までに無くすと表明し、その後、石炭も年内にゼロ、LNGは2023年以降の可能な限り早期にゼロとの方針追加

EUは4月8日にロシア産の石炭について、8月から輸入禁止と表明。石油について、5月30～31日の首脳会議で輸入禁止（※ただし、現時点では海上輸送の燃料に限定。締結済みの契約については猶予期間あり）に合意し、6月3日に禁輸措置を採択

日本は4月8日にロシア産の石炭について、輸入の段階的削減と禁止（※分野ごとの代替策を踏まえて時期を検討）、5月9日にロシア産の石油の原則禁輸（※削減と停止の時期は今後検討。時間をかけてフェーズアウト）との方針を表明

G7首脳声明における脱ロシア依存の方向性

2022年3月11日

「我々は、秩序立った形で、世界が持続可能な代替供給を確保するための時間を提供することを確保しつつ、ロシアのエネルギーへの依存を削減するため更なる取組を進めていく」

2022年4月7日

「我々は、ロシアからの石炭輸入のフェーズアウトや禁止を含む、我々のエネルギー面でのロシアへの依存を低減するための計画を速やかに進める。また、我々は、ロシアの石油への依存を低減するための取組を加速する」

2022年5月8日

「我々は、ロシアの石油の輸入のフェーズアウト又は禁止等を通じて、ロシアのエネルギーへの依存状態をフェーズアウトすることをコミットする。我々は、適時にかつ秩序立った形で、また、世界が代替供給を確保するための時間を提供する形で、これを行うことを確保する。」

2022年6月28日 ※首脳会合（サミット）のコミュニケ

「我々は、ロシアのエネルギーへの依存状態をフェーズアウトすることへのコミットメントを再確認する。加えて、ロシアが侵略戦争から利益を得ることを防ぐ更なる措置を追求する。我々の国内市場からロシアの石油をフェーズアウトする際に、炭化水素からロシアが得る収入を削減し、負の経済影響、特に低・中所得国への影響を最小化しつつ、グローバルなエネルギー市場の安定を支援するという目的を満たす解決策を追求する」

**6月28日の声明では、脱ロシア依存に加えて、ロシアの収入抑制も強調。
その手法として、今後、上限価格等を検討（97頁参照）**

ロシアによる欧州向け天然ガス供給の停止・削減の動き

パイプラインガスへのルール建て支払いの要求

プーチン大統領の大統領令に基づき、ロシアの国営エネルギー企業Gazpromへのルール建て支払いの新スキームを導入

⇒要求に応じなかったポーランド・ブルガリア・フィンランド、オランダ、デンマークへの天然ガス供給の停止

ノルドストリーム1パイプライン経由の天然ガス供給の削減

6月16日時点で、従来計画と比べて60%減。ロシアは制裁によるタービン修繕の遅れを理由としているが、ドイツは根拠がないと反論

ロシア産の製品・原材料の輸出を禁止する大統領令

制裁リストに含まれる企業・個人に対する製品・原材料の輸出を禁じるもので、欧州の天然ガス関連企業31社をリストに掲載

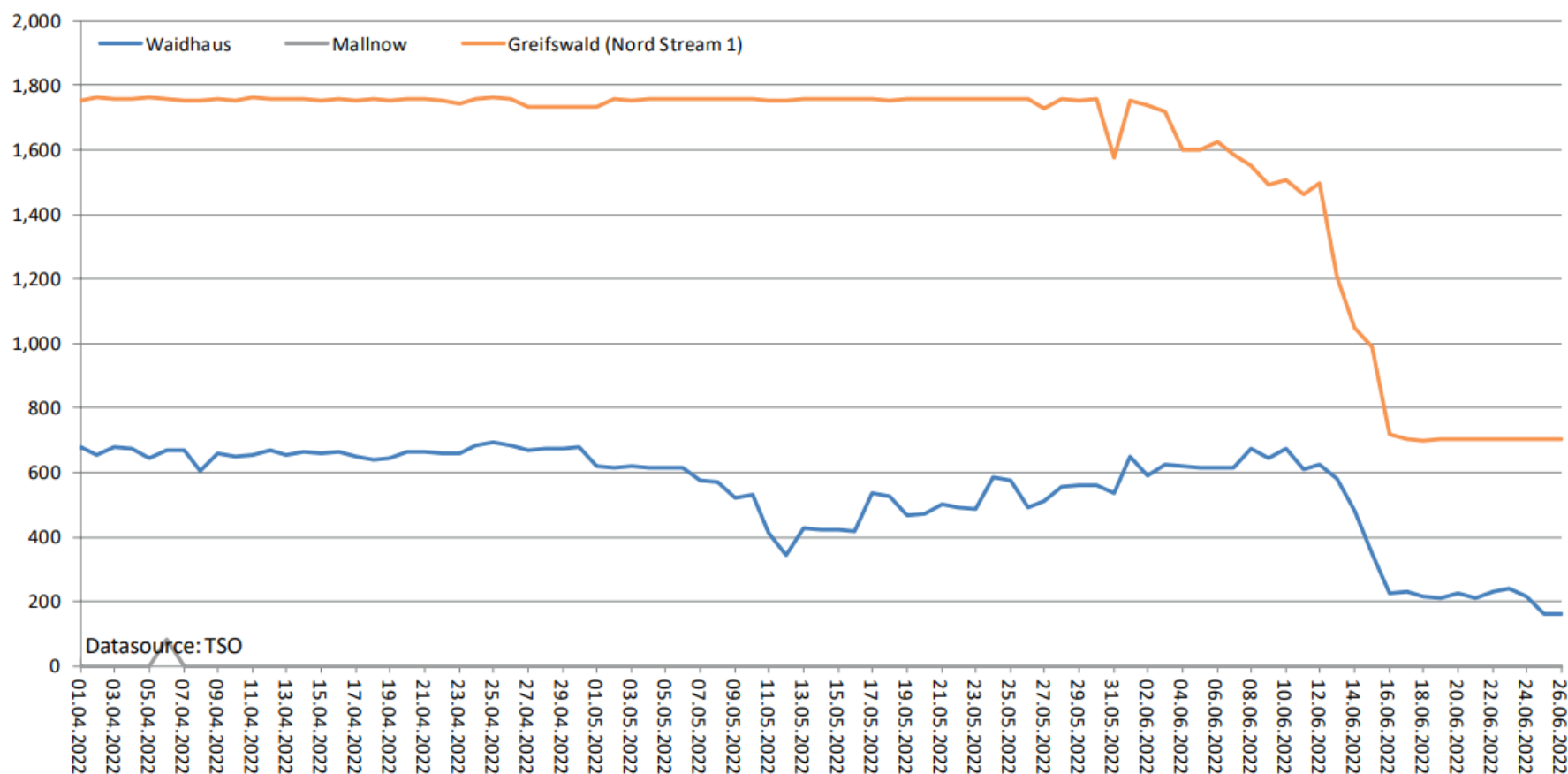
- ・ ヤマルパイプラインのポーランド側の運営企業（EuRoPol Gaz）
- ・ ドイツ政府が国の管理下においたGazprom Germaniaとその子会社29社

→EU側の依存度が高い天然ガスを標的とする措置を追求

【参考】ロシアからドイツへの天然ガス供給量の推移

ノルドストリーム1パイプライン経由の天然ガス供給は、6月16日時点で従来計画と比べて60%減

(GWh/Day)



サハリン2の財産譲渡を目的としたロシア大統領令 (2022年6月30日)

※正式名称は、ロシア大統領令「特定の外国及び国際機関の非友好的な行動による燃料及びエネルギー分野における特別経済措置の適用について」

「ロシアの有限責任会社」の新設

- 新会社にSakhalin Energy Investment Company Ltd. の全ての権利と義務が帰属
- 生産分与協定に基づくSakhalin Energy Investment Company Ltd. の財産は、ロシア政府に譲渡されるが、協定に定められた期間の自由な使用のために新会社に同時に譲渡

※Sakhalin Energy Investment Company Ltd.はバミューダ法人だが、大統領令で設立されるのはロシアの有限責任会社

新会社への持分

- Gazprom Sakhalin Holdings B.V.には、Sakhalin Energy Investment Company Ltd.の株式の比率に応じて割り当て
- 残りの持分（=他の株主の比率分）は、まずは新会社が持ち、その管理をロシア政府が実施
- 他の株主は、新会社の設立から1か月以内に「持分の所有の同意書」をロシア政府に提出。ロシア政府は3日以内に持分を譲渡するか否かを判断
 - 譲渡が認められた場合、持分を直ちに譲渡
 - 譲渡が認められなかった持分は、4か月以内にロシア政府が認めるロシア法人に売却。元の株主名義の「C口座」（※18頁参照）に入金。ロシア政府による財務・環境・技術等の監査の結果、C口座から賠償金が徴収される可能性

→日本企業を含む外国企業の権益が不安定な状態に。

大統領令はLNG供給の契約には触れていないが、影響の注視が必要

【参考】サハリン2の財産譲渡を目的としたロシア大統領令の詳細

- サハリン2（ピルトン-アストフスコエ鉱区とルンスコエ鉱区）に関する1994年の生産分与協定の実施に関する義務を特定の外国法人・自然人が違反したことから生じる緊急事態、人命と安全に対する脅威、ロシアの国益と経済安全に対する脅威に関連して、以下を実施（第1条）
 - Sakhalin Energy Investment Company Ltd. のすべての権利と義務が帰属するロシアの有限責任会社（以下、新会社）を設立（第1条a項）。生産分与協定に基づくSakhalin Energy Investment Company Ltd. の財産は、ロシア政府に譲渡されるが、協定に定められた期間の自由な使用のために新会社に同時に譲渡（第1条b項）、その他のSakhalin Energy Investment Company Ltd. の財産は新会社に譲渡（第1条c項）
 - 新会社の持分については、Gazprom Sakhalin Holdings B.V.には、Sakhalin Energy Investment Company Ltd.の株式の比率に応じて割り当て。残りの持分（=他の株主の比率分）は、まずは新会社が持つが、その管理をロシア政府が実施（第1条d項）
 - 新会社の設立から1か月以内に、他の株主は「持分の所有の同意の通知」をロシア政府に提出（第1条e項）。通知を受け取ったロシア政府は3日以内に持分を譲渡するか否かを判断（第1条f項）
 - 譲渡が認められた場合、持分は直ちに譲渡（第1条g項）。譲渡が認められなかった持分は、4か月以内にロシア政府が認めるロシア法人に売却され（第1条h項）、元の株主名義の「C口座」に入金。以下に定める手続が完了するまでは、元の株主は資金の処分権を有しない（第1条i項）
 - ロシア政府は、生産物分与協定の実施に関し、外国法人等、ロシア政府が定めた対象者の財務、環境、技術等の監査を実施（第1条j項）。監査の結果、損害賠償の金額と対象者を確定し（第1条k項）、その者の「C口座」から賠償金を徴収（第1条l項）

【参考】サハリン2の財産譲渡を目的としたロシア大統領令の詳細

- ロシア政府は新会社の代表者の決定まで、代表者の役割を担う。新会社の代表者には、Sakhalin Energy Investment Company Ltd. のロシアでの代表者を任命するが、同意しない場合は、ロシア政府が別の者を任命。（第1条d項～i項で規定された）持分の移転が終了した後10日以内に開催される総会において、新会社の代表者を選出（第2条）
- Sakhalin Energy Investment Company Ltd. の全従業員は新会社に移籍（第3条）
- 新会社の原始定款はロシア政府が定め、持分の移転が終了した後1か月以内に開催される総会で正式な定款承認手続を行う。定款は新会社の所有者にSakhalin Energy Investment Company Ltd.の株主に与えられているのと同じ権利と義務を与える（第4条）
- 契約の実施に関してはロシアの法律が適用され（第5条）、紛争はモスクワ市裁判所で審理される（第6条）
- ロシア中央銀行に「C口座」の勘定業務に関して、ロシア政府にその他の点について規定の内容を明確にする権限を付与する（第7条）
- 施行は公布日（6月30日）（第8条）

※「C口座」について

2022年3月5日のロシア大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務返済義務の一時的手続きについて」により、「特定外国人」に対し、ロシア居住者、ロシア連邦、ロシア連邦の構成主体または自治体が債務の履行を行う場合は、設定されたC口座にルールで返済をすることを規定。また、C口座からの引き出しは、税金の支払い、財務省が発行する連邦政府債券の購入、認可に基づく非居住者の銀行口座への送金（ルール建て）、認可に基づくその他の業務に関する送金に限定

次ページ以降、

- ①EU（※ロシア依存度が高い）
 - ②ドイツ（※EUの中でも受ける影響が大きい）
 - ③その他の国々（英国、米国、日本）等
- による2022年6月30日時点までの対応状況を整理する

1-1 EUの対応

- ①禁輸、②脱ロシア依存、③市場介入等、④Gazpromへの支払い、⑤ウクライナ電力系統との同期化

ロシア産化石燃料の輸入禁止

石油

6月3日に、第6次制裁パッケージの一環として、海上輸送の燃料の輸入禁止。ただし、6月4日までに締結した契約については、一定の猶予期間（原油6カ月、石油製品8カ月）の後に輸入禁止。現時点では、パイプライン輸入は対象外

天然ガス

ロシア依存度が高く、禁輸に踏み切れる状況ではない

【参考】輸出禁止措置がロシアのLNG開発に及ぼす影響

4月8日の第5次制裁パッケージは輸出禁止品目に、LNG関連の6品目を追加*1。アークティック2の開発に関わるTechnip Energies社（石油・ガス開発のサービスを提供する企業）は制裁の影響で状況が複雑化しているとコメント*2

*1①Process units for gas cooling in the LNG-process、②Process units for the separation and fractionation of the hydrocarbons in the LNG-process、③Process units for the liquefaction of the natural gas、④Cold boxes in the LNG-process、⑤Cryogenic exchangers in the LNG-process、⑥Cryogenic pumps in the LNG-process

*2Baldassari, Valentine and Diana Mandia, "Technip Energies sees 'complicated' road ahead for Russia's Arctic LNG 2 project," Reuters (2022年4月25日)

石炭

4月8日に、第5次制裁パッケージの一環として、EUは8月から輸入禁止とする方針を発表

第6次制裁パッケージ（2022年6月3日）における 原油・石油製品の禁輸

ロシア産の原油・石油製品の輸入に加え、これに関連する仲介や金融サービス等の提供を禁止

第三国産の原油がロシアに持ち込まれた上で、ロシアから輸出される場合（ロシアを通過するだけの場合）は対象外

猶予期間

原則として即時発効だが、2022年6月4日までに締結済の契約については、原油は2022年12月5日まで、石油製品は2023年2月5日までの履行分は対象外

禁輸対象は当面、海上輸送のみ

対象となるのは海上輸送の原油・石油製品

【参考】ロシアを原産地とする石油を使用して第三国で製造された石油製品のEUへの輸入について

欧州委員会は、6月22日に公表したFrequently Asked Questions (FAQ) において、「ロシアを原産地とする原油をもとに第三国で得られた石油製品を、同国または他の第三国から輸出する場合は、ロシアを原産地とするものではなく、制裁の対象とはならない」と説明
→ロシア産原油を第三国で精製した石油製品であれば、EUは輸入可能。
制裁の抜け穴のリスク

第6次制裁パッケージ（2022年6月3日）における 原油・石油製品の禁輸

一部の加盟国への配慮規定

パイプラインで送られる原油・石油については、閣僚理事会で別途決定するまで対象外

- 具体的にはDruzhba (Friendship) パイプラインにより送られる原油。ドイツ、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアが関係するが、ドイツとポーランドは自主的に期限までに当該パイプラインを通じた購入・輸入を終了する予定
- パイプラインを通じた内陸国（ハンガリー、チェコ、スロバキア）への原油供給が中断した場合、供給再開までの間（他の加盟国からの供給に加え）ロシアからの海上輸送の原油輸入が認められる

ブルガリアに対し、2024年12月31日までの間、2022年6月4日までに締結済の契約に基づき、引き続き海上輸送のロシア産原油・石油製品の購入・輸入・移転を認める

クロアチアに対し、2023年12月31日までの間、2022年6月4日までに締結済の契約に基づき、引き続き海上輸送のロシア産の減圧軽油の購入・輸入・移転を認める（※減圧原油の供給の代替策がないことが条件）

上記の配慮規定に基づき購入・輸入・移転された原油・石油製品を（加盟国を含む）第三国に転売することは禁止（※チェコへの転売については、2023年12月4日までは例外）

第6次制裁パッケージ（2022年6月3日）における 原油・石油製品の禁輸

ロシア産の原油・石油製品の「第三国」に対する輸送に関する、技術的支援、仲介サービス、金融サービス等を禁止

ロシア産またはロシアから輸出された原油・石油製品を輸送する船舶に対する保険の引受等が禁止対象に

原則として即時発効だが、2022年6月4日までに締結済の契約については、2022年12月5日までの履行分は対象外

第三国産の原油がロシアに持ち込まれた上で、ロシアから輸出される場合（ロシアを通過するだけの場合）は対象外

【参考】保険の引受停止がロシア産の原油・石油製品のグローバルな海上輸送に与える影響

船舶や積荷に対する海上保険に加え、油濁損害に対する責任保険をかけることができなくなる（※英国もこの制裁に同調）

特に、油濁損害に関する責任保険については、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約により、タンカー油濁損害賠償保障契約が締結されていないタンカーの入港が禁止される

今回の禁止措置は、あくまでもEU加盟国（の市民・企業）を対象としたものであるが、タンカーの保険の大半はEUまたは英国の組織が提供していることから、EU加盟国以外の船主・船舶であっても、ロシア産の原油・石油製品を運ぶタンカーの運航が困難となる

欧州委員会によるREPower EU計画（2022年5月18日）

脱ロシア依存をクリーンエネルギーへの転換の前倒しによって目指す計画

3月に提示した案をより具体的にしたもの。今後の進め方は、欧州議会・理事会を通じた立法を要するもの、欧州委員会の取り組みによるもの等、対策ごとに様々

分野	対策
省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・企業の行動変容（暖房設定温度、経済的な自動車運転等） ・ 供給途絶時の対応措置（欧州全体で連携した需要抑制計画等） ・ 2030年のエネルギー効率化目標を9%から13%に強化 等
多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス・LNG・水素の自主的な共同購入のためのEUエネルギープラットフォーム（※短期的に30-70bcmのガス需要を集約可能） ・ 再エネ水素貿易への準備 等
クリーンエネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年の再エネ比率目標を40%から45%に強化 ・ 2025年までに太陽光発電を新たに320GW導入。特定タイプの建物への屋根上太陽光発電の導入義務 ・ ヒートポンプを今後5年間で1,000万ユニット導入 ・ 2030年に国産再エネ水素と再エネ水素輸入をそれぞれ1,000万トン ・ バイオメタンを2030年までに35bcm生産 ・ 産業部門の水素・電化（carbon contract for differenceを含む）
投資・改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2027年までに2,100億ユーロの追加投資が必要 ・ 加盟国に対して、国家REPower EU計画の策定を提案

欧州委員会によるREPower EU計画（2022年5月18日）

短期的取り組みと中期的取り組みの分類

中期的取り組みは概ね2027年までに完了するもの

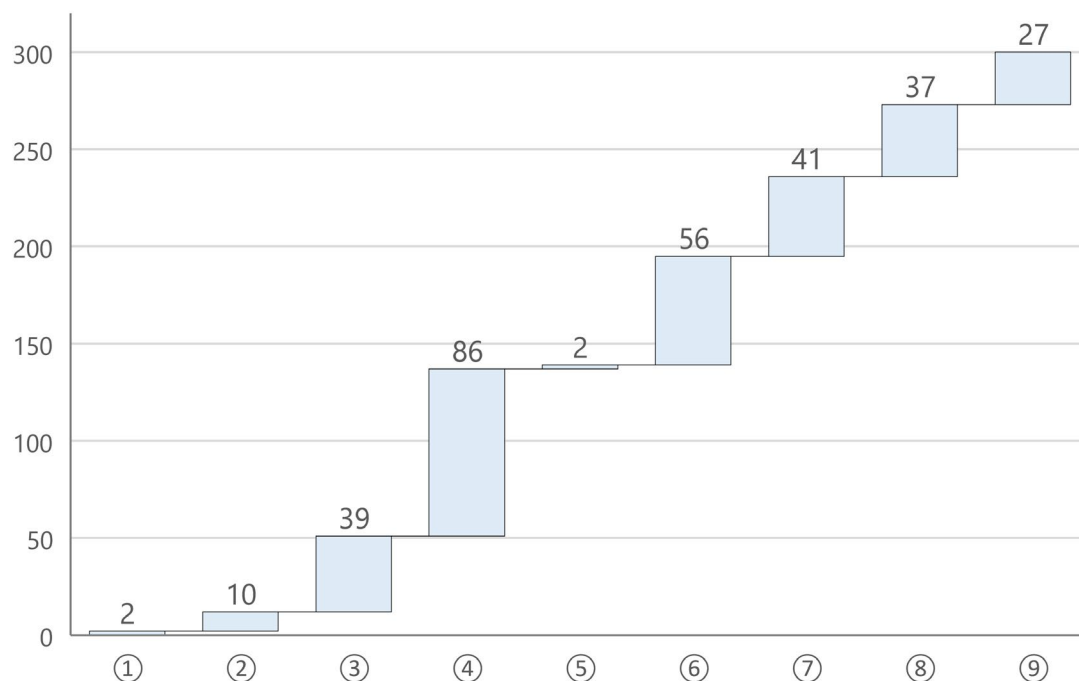
短期的取り組み	中期的取り組み
<ul style="list-style-type: none"> • EUエネルギープラットフォームを通じたガス・LNG・水素の共同購入 • 信頼できる供給者との新たなパートナーシップ • 太陽光・風力・再エネ水素の速やかな導入 • バイオメタンの生産拡大 • EU大の水素プロジェクトの第1号案件を夏までに承認 • 行動変容による省エネルギー • 2022年11月1日までにガス貯蔵を設備容量の80%まで高める • 天然ガス供給途絶への備えとしてEU全体で連携した需要削減計画 	<ul style="list-style-type: none"> • 改正後の復興基金の下での国家REPower EU計画（※3,000億ユーロ相当の投資支援） • 産業脱炭素化の加速（イノベーション基金を30億ユーロ分前倒し） • 再エネ認可の迅速化に向けた立法・提言 • 統合的なガス・電力ネットワークインフラへの投資 • 2030年のエネルギー効率化目標を9%から13%に強化 • 2030年の再エネ比率目標を40%から45%に強化 • 重要原材料へのアクセス確保のための法案 • 運輸部門のエネルギー効率化のための規制的措置 • 2025年までに17.5GW分の電気分解装置 • 水素の規制枠組み

欧州委員会によるREPower EU計画（2022年5月18日）

投資対象

2030年排出削減目標（1990年比55%減）の達成に必要な投資額に加えて、2030年までに3,000億ユーロ（2027年までに2,100億ユーロ）の投資が必要（※PRIMESモデルによる試算結果）

(10億€)



- ① 石炭火力の閉鎖延期
- ② LNGインフラ・パイプライン
- ③ 送配電・貯蔵への追加投資
- ④ 太陽光発電・風力発電
- ⑤ バイオマス発電
- ⑥ エネルギー効率化・ヒートポンプ
- ⑦ 産業部門の需要削減
- ⑧ 持続可能なバイオメタン
- ⑨ 再エネ水素

※①は短期的対策
 ②～⑧は中期的対策（2027年まで）
 ⑨は長期的対策との位置づけ

出所：欧州委員会“Commission Staff Working Document - Implementing the REPower EU Action Plan: Investment Needs, Hydrogen Accelerator and Achieving the Bio-Methane Targets”に基づき著者作成

欧州委員会によるREPower EU計画（2022年5月18日）

資金

3,000億ユーロのうち、2,250億ユーロがローン、750億ユーロがグラント
大半が「復興・強靱化ファシリティ」からの拠出

※復興・強靱化ファシリティ（Recovery and Resilience Facility, RRF）

COVID-19からの復興を目的として創設された復興基金の中心的なプログラム

①資金調達と加盟国への分配

- 欧州委員会が資本市場から調達した資金を加盟国に割り当て。
- 各加盟国は復興・強靱化計画（Recovery and Resilience Plan, RRP）を欧州委員会に提出
- 欧州委員会が審査した上で、理事会の承認を経て、資金を受け取る
- 今回、欧州委員会は、RRPにREPower EUに関する章を設けることを提案

②調達資金の返済

- 欧州委員会が調達した資金は、ローン分は加盟国からの返済で、グラント分はEU独自財源で償還
- 欧州委員会は2021年12月22日に、独自財源として排出枠の売却収入等を提案

資金の性質	拠出のチャネル	金額（10億€）
ローン	復興・強靱化ファシリティ（RRF）の残余分	225
	排出枠の追加売却収入を原資とするRRFへの追加分	20
グラント	結束基金からRRFへの自主的移転	26.9
	農業農村振興基金からRRFへの自主的移転	7.5
	欧州接続ファシリティ	0.8

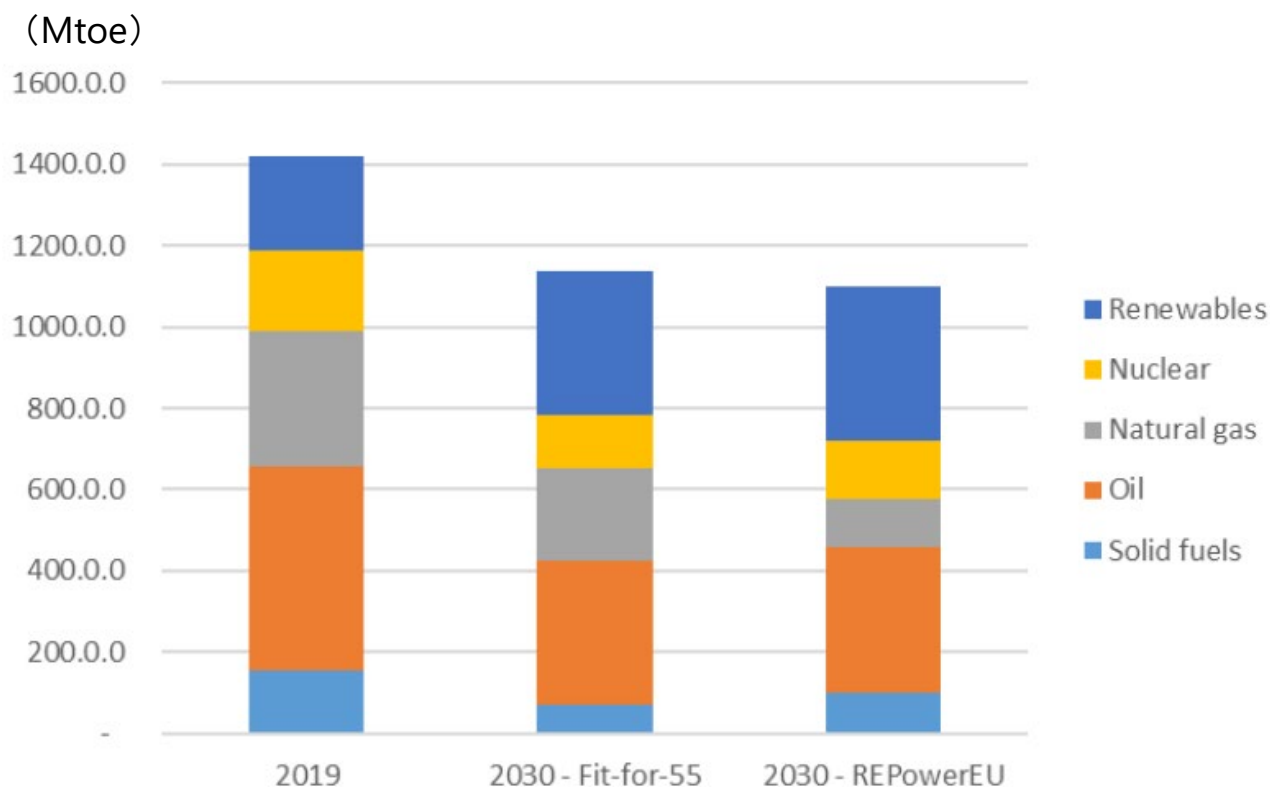
※これら以外に、イノベーション基金の増額、InvestEUプログラム等も想定

欧州委員会によるREPower EU計画（2022年5月18日）

計画実行時の一次エネルギー（※PRIMESモデルによる試算結果）

従来の2030年排出削減目標達成時の想定（図中の2030-Fit-for-55）よりも、天然ガスが大幅に低下。再エネ・原子力・石炭（solid fuels）は増加

※欧州委員会は「新たな現実では、移行期の燃料としての天然ガスの役割は限定的」と指摘

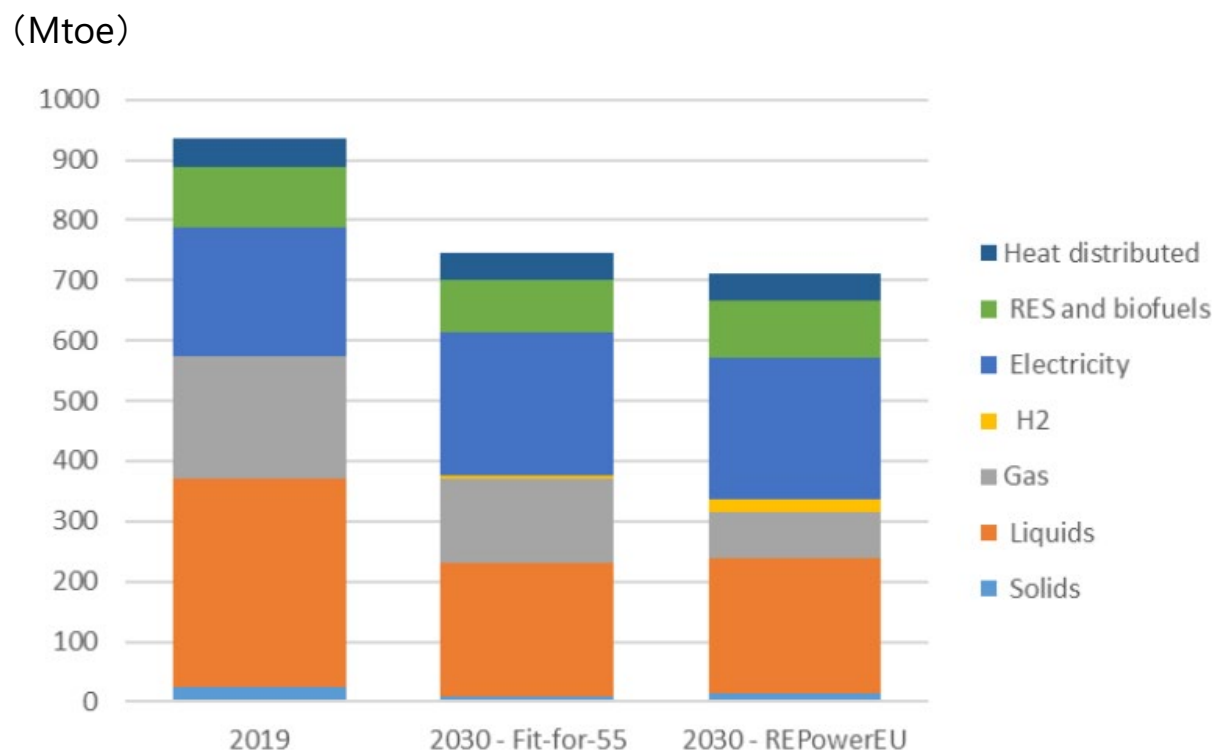


出所：欧州委員会“Commission Staff Working Document - Implementing the REPower EU Action Plan: Investment Needs, Hydrogen Accelerator and Achieving the Bio-Methane Targets”

欧州委員会によるREPower EU計画（2022年5月18日）

計画実行時の最終エネルギー（※PRIMESモデルによる試算結果）

従来の2030年排出削減目標達成時の想定（図中の2030-Fit-for-55）よりも、天然ガスが大幅に低下。再エネ・電力・水素が増加

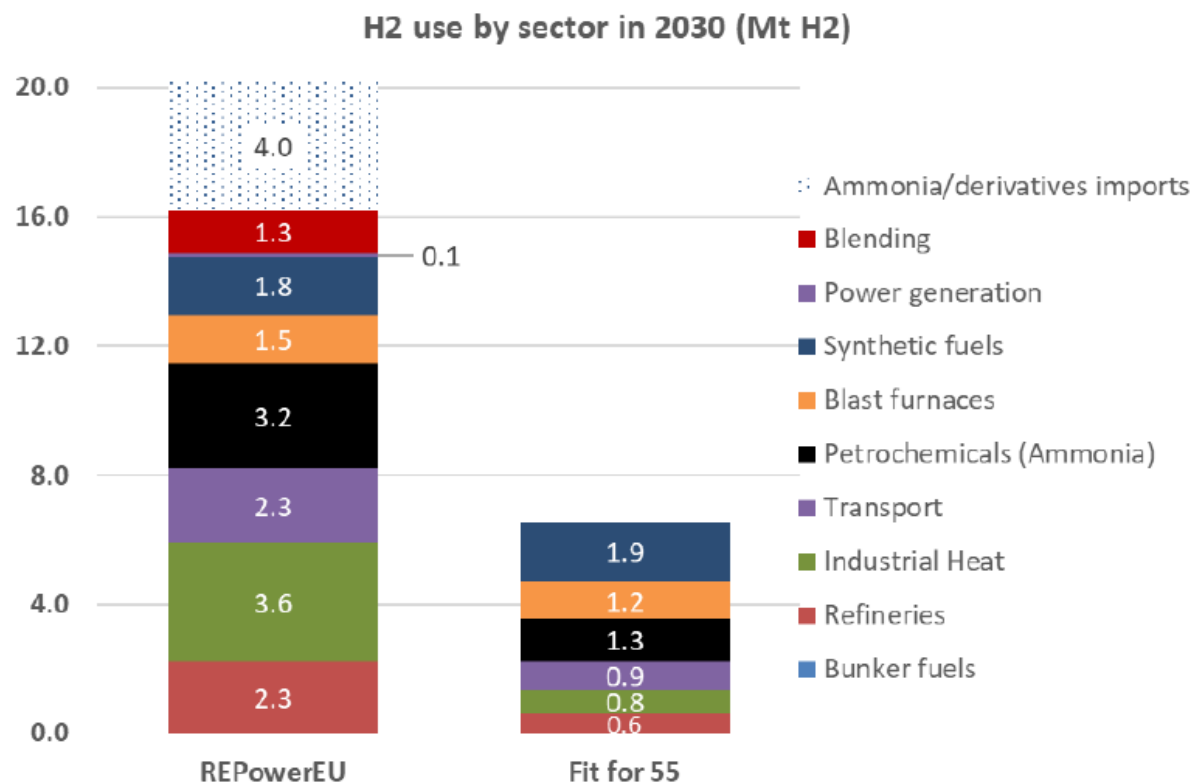


出所：欧州委員会“Commission Staff Working Document - Implementing the REPower EU Action Plan: Investment Needs, Hydrogen Accelerator and Achieving the Bio-Methane Targets”

欧州委員会によるREPower EU計画（2022年5月18日）

水素利用（※PRIMESモデルによる試算結果）

従来の2030年排出削減目標達成時の想定（図中の2030-Fit-for-55）よりも大幅拡大
燃料精製、産業用の熱、運輸、石油化学（アンモニア）での利用が多い



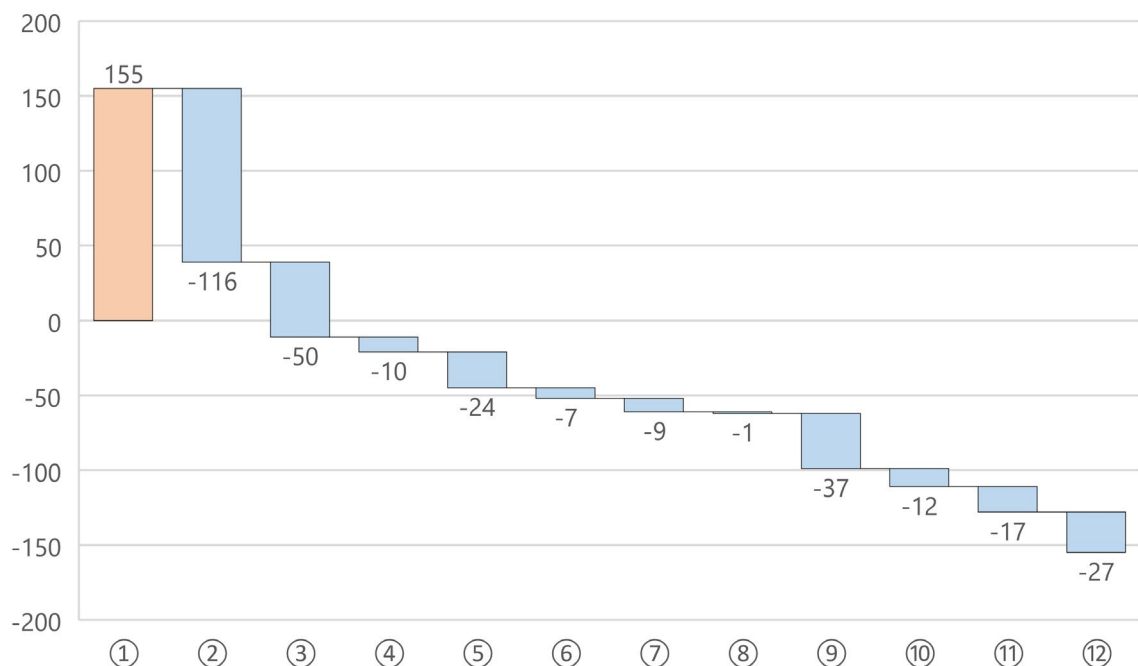
出所：欧州委員会“Commission Staff Working Document - Implementing the REPower EU Action Plan: Investment Needs, Hydrogen Accelerator and Achieving the Bio-Methane Targets”

欧州委員会によるREPower EU計画（2022年5月18日）

ロシアからの天然ガス輸入量の削減（※PRIMESモデルによる試算結果）

2021年の輸入量（155bcm）に対して、Fit for 55、天然ガス価格の高騰による影響（燃料転換等）、REPower EUの合計で310bcmの削減。このうち、2027年までに235bcm
155bcm以上を狙うのは、長期的対策が含まれていること、価格高騰による影響はいずれ戻る可能性があること、2019年にはロシアからの輸入が195bcmまで増えたこと等による

(bcm)



- ① ロシアからの輸入量（2021年）
- ② Fit-for-55の措置
- ③ 既存インフラによるLNG輸入の多様化
- ④ 既存インフラによるパイプラインガス輸入の多様化
- ⑤ 石炭火力の廃止延期
- ⑥ 原子力の廃止見直し
- ⑦ 民生部門の燃料転換
- ⑧ バイオマス発電
- ⑨ エネルギー効率化・ヒートポンプ
- ⑩ 産業の需要削減
- ⑪ 持続可能なバイオメタン
- ⑫ 再エネ水素

※③～⑦は短期的対策
⑧～⑪は中期的対策（2027年まで）
⑫は長期的対策との位置づけ

出所：欧州委員会“Commission Staff Working Document - Implementing the REPower EU Action Plan: Investment Needs, Hydrogen Accelerator and Achieving the Bio-Methane Targets”に基づき著者作成

欧州のエネルギー安全保障に関する 米国・欧州委員会の共同声明（2022年3月25日）

共同タスクフォースの立ち上げ →以下の緊急的事項にフォーカス

LNGのボリューム

- 米国はEUに対して、追加のLNGを2022年に少なくとも15bcm確保するよう努める。2022年以降もさらに増加
- 欧州委員会は加盟国とともに、米国産LNGへの安定的な追加需要を確保するように努める（※最低でも2030年まで。年間約50bcm）。価格決定（price formula）はヘンリーハブ価格を考慮したものであるべき。ネットゼロ目標との整合性が前提

LNGインフラ

- 米国と欧州委員会は、新規のLNGインフラ及び関連パイプラインの温室効果ガス原単位の削減に努める（※運営へのクリーンエネルギーの利用、メタン漏洩の削減、クリーン・再エネ水素に転用可能なインフラの建設）
- 米国は、追加のLNG輸出施設の許認可を迅速に実施する規制環境の維持を約束。欧州委員会は加盟国とともに、LNG輸入インフラの認可決定の規制手続き加速に努める
- 欧州委員会は長期契約のメカニズムを支持し、米国とともに、LNG輸出入インフラへの最終投資決定に関連する契約を奨励

需要削減

- 米国と欧州委員会は、省エネ（デマンドレスポンス、ヒートポンプ）、クリーン・再生可能水素、再エネ発電（※出力抑制の削減）などを通じたガス需要削減の緊急提言を取りまとめるべく、重要なステークホルダーに関与
- 米国と欧州委員会は、産業脱炭素化とエネルギー需要削減のために、鉄鋼・アルミニウム貿易のグローバルアレンジメントを交渉・実施することを決意

脱ロシア依存に向けた取り組みの検討⑥

短期的な市場介入と長期的な電力市場改善（2022年5月18日）

短期的な市場介入として、2021年10月のEnergy Prices Toolboxで示した各種の対応策と合わせ、以下の対応策を提示

ガス

- 一時的な最終需要家向け料金規制の範囲の拡大（家庭用・産業用に幅広く）
- 商品市場の機能維持を支援するための、一時的なサーキットブレーカー制度や緊急の流動性対策（State Aidの制度との整合性確保が要件）
- EU Energy Platformを活用した需要の集約や任意の共同購入などによる価格保障を通じ、化石燃料の脱ロシア化を図る
- 供給途絶の場合はさらなる例外的手段が必要。そのために緊急対応計画の更新を加盟国に求める
- 協調的な需要抑制策の実施（削減による影響が少ない国は、連帯の精神の下に削減による影響が大きい国の分も削減）
 - 場合によってはEUレベルでの上限価格を導入（緊急時に限り、代替供給や需要抑制の努力を損なわない形で）

電力

- 次の暖房期に向け、Windfall Profit（卸電力市場の高騰に伴い、ベースロード電源等が得ている限界費用を超える収益）や入札ゾーン間の価格差により生じる混雑収入を消費者支援のためにも活用
- （Clean Energy Packageでエネルギー貧困家庭等に限って適用を認められた）規制料金制度を一時的に中小事業者にも拡大
- 連系に制約がある地域（スペインとポルトガルを想定、スライド22も参照）では、電力価格を抑制するため、発電の燃料コストに対する補助を認める（電力の越境取引の自由などのルールやState Aidの制度との整合性確保が要件）

脱ロシア依存に向けた取り組みの検討⑥

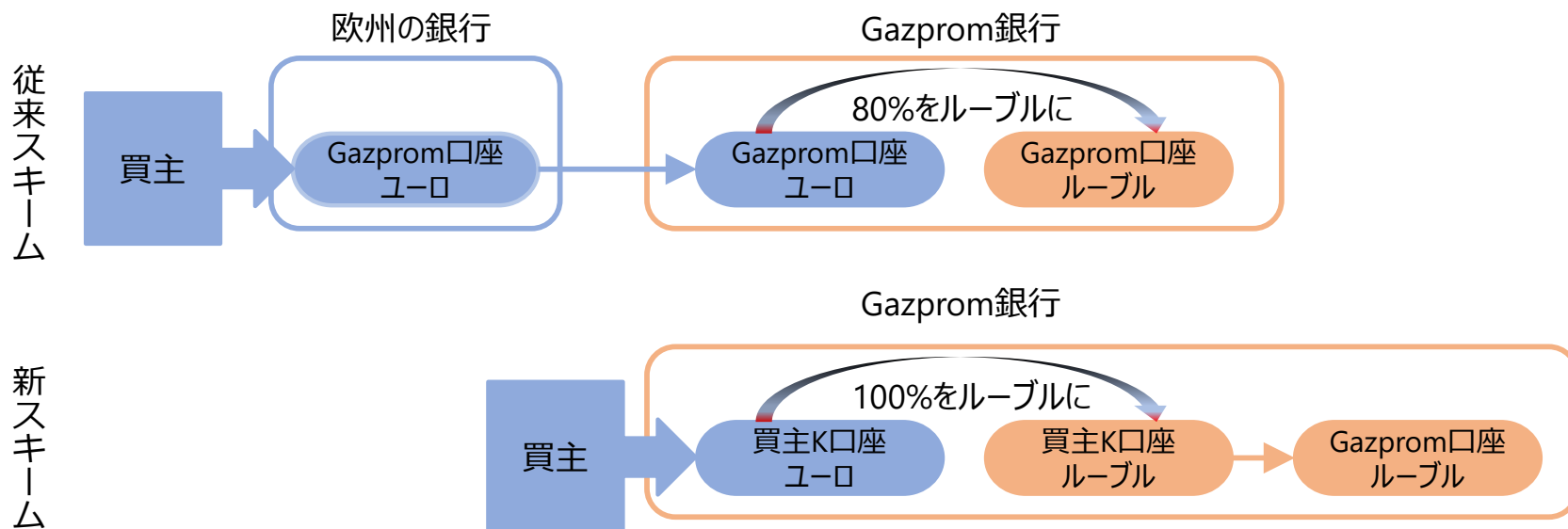
短期的な市場介入と長期的な電力市場改善（2022年5月18日）

中長期的な電力市場改革として、以下を提示

- 4月末刊行のACER報告書は、流動性を確保し、価格シグナルの形成に資する市場設計の本質が消費者に大きな利益をもたらすとする一方、消費者保護や市場の頑健性・回復力の確保、欧州グリーンディールへの適合のためには様々な方法があると指摘
- 欧州委員会として、最適な将来の市場の機能を検討するため、いくつかの論点を設定
 - 価格変動から需要家を保護するための市場ベースの手段
 - デマンドレスポンスの強化と自家消費の枠組みの促進
 - 価格高騰や乱高下が続く中でも、市場での適切な投資シグナルの確保とより透明性のある市場監視

ロシアによる新スキームの導入（2022年3月31日）

3月31日、ロシアのプーチン大統領は「外国の購入者がロシアの天然ガス供給業者に対する義務を履行するための特別な手続き」に関する大統領令（ロシア政令第172号）に署名
 非友好国向けの「ガス状」の天然ガスを対象とする代金支払いの新たなスキーム（以下、「新スキーム」を導入）→欧州向けのパイプラインガスが主たる対象



K口座とは大統領令（第3条）で規定されている「Kタイプの特別口座」。
 Kはконвертируемый（convertible）の略で、ルーブルに交換可能な口座を指す

出所：Ason (2022)及び
 Merler (2022) に基づき著者作成

新スキームでは、買主の支払い義務はGazprom銀行のGazprom口座への入金段階で履行
 ⇒Gazprom銀行の買主K口座（ユーロ）入金以降のコントロール不能

Ason, Agnieszka (2022) "Rouble gas payment mechanism: implications for gas supply contracts," Oxford Energy Comment, the Oxford Institute for Energy Studies, April.
 Merler, Silvia (2022) "Rouble Trouble: Why the New Russian Gas Payment Scheme Matters," Algebris Investments, Algebris Investments Market Views, 15 April.

欧州委員会によるFAQ（2022年4月21日）

4月21日、欧州委員会は「新スキーム」の下での支払いについてのFrequently Asked Questions (FAQ) を公表。経済制裁に抵触する可能性等の論点に関する見解を提示

Q: 「新スキーム」に従うことは、制裁違反につながる可能性はあるのか？

- 「新スキーム」の一連の手続きは、ロシア当局の手に委ねられており、制裁（Council Regulation (EU) No 833/2014 の第5a条第4項）で禁止されている、ロシア中央銀行の資産・準備預金の運用と結びついた取引を通じた、ロシア中央銀行の関与を認めることになる。また、EU企業によるロシアへの融資と扱われる可能性もある。

Q: 制裁に抵触することなく、ガス代金を支払う方法はあるのか？

- 可能なようである（Yes, this appears possible）。EUの企業は、ロシアの相手方に対し、「新スキーム」の導入以前と同様に、ユーロ又はドルでの支払い（deposit）を通じて、契約上の義務を履行するように求めることができる。「新スキーム」を規定した大統領令は、EU側の制裁による制約に従った支払い方法を排除してはいない*。ただし、どのような手続きで適用除外が認められるのかは明らかではない

Q: この件について、GazpromやGazprom Bankに働きかけをしてもよいのか。また、支払いのためにGazprom Bankにユーロ建ての口座を開設することは認められるのか？

- 制裁（Council Regulation (EU) No 833/2014 の第5条第1項(a)と第6項）ではGazpromとGazprom Bankへのリファイナンス以外の両者との関係は禁止されておらず、働きかけや口座開設は禁止されていない。ただし、このような行為が、その他の制裁事項（Council Regulation (EU) No 833/2014 とCouncil Regulation (EU) No 269/2014）に該当しないことが必要

Q: EUの企業は、支払い義務が送金を持って完了するとの明確な声明を以前または現在行っている場合、Gazprom Bankの指定口座にユーロで送金できるのか？

- EUの企業は、既存の契約の下で義務を履行する意向であり、大統領令の採択前と同様に、既存の契約に従い、ユーロまたはドルで支払うことによって支払いに関する契約上の義務が履行されたと見なすと明確に表明しうる（could）。ロシア側に、このような手続きが大統領令の規則の下で可能であることの確認を求めることが望ましい

*明示的には書かれていないが、ロシア外国投資管理委員会による「このスキームと違うスキーム」での取引を認める権限（大統領令第9条）を指しているのではないかと考えられる。

欧州委員会のガイダンス（2022年5月16日）

2022年5月16日、欧州委員会はGazpromからのガス輸入と制裁との関係に関するガイダンスの改定案を加盟各国に送付したとされる（※ガイダンスは非公表）

- 契約で指定された通貨（ユーロ）での代金支払のため（Gazprombankに）口座（an account）を開設することは制裁違反とはならない。（この口座への）支払がなされれば、契約上の支払義務は満たされたと考えべき
- ⇒ガスの買い手が知りたがっていた以下の2点への回答は与えられていない
- Gazprombankへのルーブル建の口座の開設は制裁に違反するの否か
 - Gazprombankのユーロ建の口座への入金で代金支払義務を履行した旨の確認をロシア側に求めることは必要か否か
- ※一部のEU加盟国はGazprombankに複数の口座（accounts）を開設することは制裁違反とはならない旨をガイダンスに明記するように主張

出典：Barigazzi, Jacopo (2022) “The EU’s ruble ramble: Brussels dodges questions on how to pay for Russian gas”, Politico.

EUの事業者のGazpromに対する支払い等の状況①

ポーランド・PGNiG	4月12日にルールブでの支払い拒否⇒ 4月27日に供給停止 。契約に基づく供給回復を求め提訴を検討
ブルガリア・Bulgargaz	支払い拒否⇒ 4月27日に供給停止
フィンランド・Gasum	4月28日にフィンランド政府が新スキームでの支払い拒否⇒ 5月21日に供給停止
オランダ・GasTerra	5月24日の状況が不明確な時点で、制裁の明確性がないことは「とても不快」であり、「あらゆるシナリオを常に検討すること」を会社に強いるものと指摘（Gazpromとの契約の詳細についてのコメントは拒否）。オランダ政府も制裁違反であるとの欧州委員会からの明確なメッセージがない以上、ルールブ建口座開設に向けたあらゆる動きを罰することはできないと発言。「オランダ政府は、欧州委員会に対し、ガイダンスのルール払いの点を明確にすることを求めた」「この点についての執行の前に、一層の明確化が必要」（経済省報道官コメント・5月24日）⇒5月30日に、ルールブでの支払いを拒否したことと、Gazpromより、 5月31日より供給停止 の旨連絡があったことを公表
ハンガリー・MVM	4月11日のPéter Szijjártó外相発言「ユーロで支払いを行った。Gazprombankがユーロを両替し、それをGazprom Exportに支払った」。また、MVMの子会社であるCEE EnergyとGazprom Exportとの間で2021年9月に締結されたガス供給契約では、代替的な通貨での支払いが含まれていたと発言
ドイツ・VNG	5月9日に「ユーロ建ての請求された金額を、予定された手続に従いGazprombankの口座に支払う。それにより、供給先への適時の支払いは当方の側では確保される」、「ルールブへの両替も問題ない」と考える。口座の開設はスムーズに行われた」と発言
ドイツ・RWE	5月16日の広報担当発言「ユーロでの支払いに備え、対応する口座を開設した。EUとドイツの規則に従い行動している」
ドイツ・Uniper	5月18日のKlaus-Dieter Maubach 会長発言「Gazprombankに“一つの”口座を開設し、新しい支払いメカニズムに従い、契約に準拠したこの講座へのユーロでの支払いの手配をした」
フランス・Engie	5月17日の発言「ガス供給の支払い方法の変更についてのロシアからの申出についてGazpromと協議を行った。EUによる制裁の枠組みに従いつつ、支払い義務の履行に備えるための必要な措置を講じている」

EUの事業者のGazpromに対する支払い等の状況②

イタリア・Eni	5月17日の発言「予備的に、Gazprombankに“二つの”口座（ユーロ建とルーブル建）を開設する手続を開始した」
オーストリア・OMV	5月20日の発言「制裁の枠組みに準拠した支払いの手続を導入し、ガスの配送に対する支払いが適時に実施できるようにしている」
チェコ・ČEZ	5月20日の広報担当発言「欧州委員会の提言に従い、ユーロでの支払いを行った。詳細についてはコメントしない」
スロバキア・SPP	5月20日の経済相発言「このような支払いは制裁の違反や回避には当たらないとするEUの主張に基づき、有効な契約に従い、4月の請求にユーロで支払いを行った」。小規模なガス会社のGazpromとの契約も維持されているとも発言
スロベニア・Geoplin	5月20日のVanja Lombar 取締役の発言「ロシアの相手方との間で、契約に従った支払手続きで合意した。また、これはEU諸機関の提言に従ったものである」
デンマーク・Ørsted	5月30日に契約上、ルーブルで支払う義務はない旨をGazpromには伝えてあり、 Gazpromから供給を停止 されるリスクある旨を公表

出典：

Hernandez, America “Rubles for gas: Who’s paid so far?”, May 24, 2022, PoliticoPro.

Weise, Zia and Hernandez, America “Dutch and Danish gas buyers warn of Russian shutoff?”, May 31, 2022, PoliticoPro.

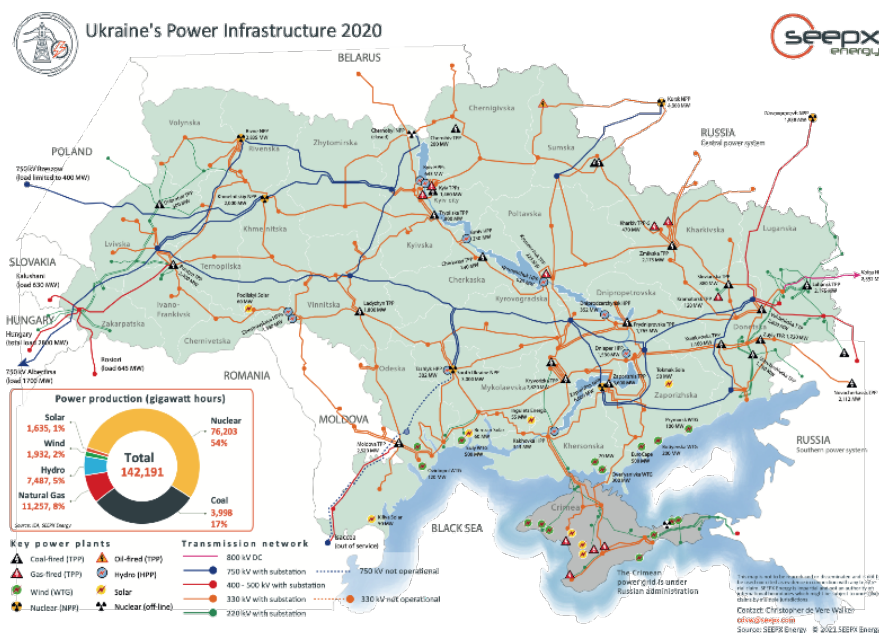
ウクライナ電力系統の大陸欧州系統との同期化

ウクライナの電力系統は、もともとロシア（旧ソビエト）の電力系統（UPS）の一部として、旧ソビエト時代に設計されたもの

- 高経年化の上、2014年のクリミアの「併合」に伴い影響を受けた

2017年6月28日、欧州の送電系統運用者（TSO）の団体であるENTSO-Eは、ウクライナとモルドバの電力系統を大陸欧州の電力系統（CESA）と同期させるために必要な検討を開始することで合意

- この時点では、2022年に試験を開始し、2023年に同期を実施することを予定



出典：https://www.seepx.com/_webedit/uploaded-files/All%20Files/Free%20Content/MAPS/SPX%20Ukraine%20Power%20Industry%20Map%202020%20eng.pdf

ウクライナ電力系統の大陸欧州系統との同期化

2月24日 “Island Mode”化の実施

- ウクライナのTSOであるUkrenergoは、CESAとの同期化の試験の一環として、近隣諸国とウクライナの連系を切断し、“Island Mode”化（単独系統化）を実施（※この日、ロシアがウクライナ侵略を開始）

2月27日 Ukrenergoの緊急同期化要請

- UkrenergoはCESAとの緊急の同期化実施を要請（28日には、モルドバのTSOであるMoldolectricaも同期化を要請）

2月28日 EUエネルギー閣僚会議は緊急の同期化実施の必要性について合意

3月1日 CESA（ENTSO-E）は、ウクライナ・モルドバの同期にむけ、必要な対応を取る旨を決定

3月11日 同期化に向けた検討と準備が完了

→3月16日 試験的な同期化の開始

当初は系統の安定化のための同期の実施にとどまっていたが、その後電力取引のための必要な条件が満たされているとのENTSO-Eの認定を受け、6月30日より、ウクライナ・ルーマニア間の連系線を通じた電力取引が、容量100万MWで開始された。これにより、ウクライナは新たな収入源を得るととともに、EU側もエネルギー価格高騰時の安価な電力供給先を得ることができるようになった

欧州委員会のREPower EU案（2022年3月8日）

（単位はbcm）

2022年冬に向けた短期的な取り組み

- 途絶リスクに備え、10月までに備蓄を確保しつつ、LNG等でロシア以外の輸入拡大。暖房設定温度の引き下げや再エネ電力の導入加速による天然ガス需要の削減も

ロシア依存から完全脱却

- 2030年に十分に先立って、バイオメタンと再エネ水素を拡大し、2030年排出目標（1990年比55%減）の達成に向けて見込んでいた省エネ・再エネ・電化を前倒し

小売価格高騰の緩和と企業支援

- 欧州委員会は新たな期間限定の危機対応枠組み策定に向け、加盟国と速やかに協議。エネルギー集約的な需要家への支援等を含む
- 枠組みに基づく緊急措置の財源として、加盟国は“windfall profit”への期間限定の課税を検討可能。排出量取引制度からの収入増も使用可能

	2022 年末	2030年	
		Fit for 55	追加分
LNG多様化	50	-	50
PL多様化	10	-	10
バイオメタン	3.5	17	18
再エネ水素	-	9-18.5	25-50
省エネ 暖房設定温度等	14	38	10
ヒートポンプ	1.5	35	前倒し
再エネ電力	20	170	前倒し

数字はロシアからの天然ガス輸入を代替する量
（※2021年のロシアからの輸入量は155bcm）
2030年の「Fit for 55」は2030年目標達成のための施策で実現する見込みの代替量。
「追加分」はFit for 55以外の代替量

欧州首脳会合（2022年3月10日～11日）における ヴェルサイユ宣言

脱ロシア依存

- できる限り早期に、ロシア依存から完全脱却することに合意。欧州委員会に対して5月末までの具体案提示を要請
- 脱却の手段として、以下を提示
 - 加盟国のエネルギーミックスの選択権を考慮しつつ、化石燃料への全体的依存度の低減加速
 - 供給源と供給ルートが多様化（LNGの利用とバイオガスの開発を含む）
 - 水素市場の更なる開発
 - 再エネ開発の加速とエネルギー案件加速のための認可手続きの簡素化
 - 欧州のガス・電力ネットワークの相互接続改善、EU全体での電力系統の完全な同期化
 - 供給の安全保障に関するコンティンジェンシー計画の強化
 - エネルギー効率とエネルギー消費管理の改善

来冬に向けた安定供給確保

- 欧州委員会に対し、来冬の安定供給確保に向けた計画を3月末までに提示するように要請

エネルギー価格高騰の影響緩和

- 次回の欧州理事会会合（2022年3月24日～25日）において、エネルギー価格高騰の影響緩和策を緊急に検討

※ロシア依存からの脱却時期を具体的には示さず。報道によれば、「2030年」「2027年」「即時」に割れた模様。フォンデアライエン欧州委員長は「2027年」と発言

欧州委員会による取り組みの発表（2022年3月23日）

1. 電力価格高騰対策

- 電気料金高騰の影響を軽減するため、複数案が提案されている
- Green Dealの長期目標を歪めない、安定供給を維持する、公正な競争環境を損なわないといった要件を満たす、一時的かつ限定的なものとする必要

①金銭的補償

- 貧困者の直接支援、国家補助を通じた企業支援、エネルギー課税の引き下げ
- 国によるエネルギーの調達、燃料費に対する補助、上限価格設定と差額補填
→財政負担（Windfall Profitへの課税）、市場の歪みの発生、安定供給へのリスクを指摘

②規制による介入

- ベースロード電源への価格上限
ただし、導入が困難、再エネへの誤った投資シグナルの懸念も
- 唯一の容易な対応策は無く、一部加盟国にのみ適用可能な対策も存在と注記

※発表された取り組み文書の附属書では、電力価格の高騰抑制策のオプションという形でガス価格への介入についても言及

2. ガスの貯蔵に関する新たな規則案

- 2022年11月1日までに最低80%のガス貯蔵を義務付け、その後には最低90%のガス貯蔵を義務付け。貯蔵設備の運営者は貯蔵量を各国の当局に報告、加盟国は貯蔵量を欧州委員会に報告
- ガス貯蔵設備の運営者に対する認証制度の導入、閉鎖に対する許可制の導入
- 貯蔵に対するインセンティブの付与
 - 貯蔵設備へのガスの注入・引出の際のパイプライン料金（容量ベース）を100%割引
 - 加盟国によるガス貯蔵の奨励に関する支援策⇒期間限定の危機対応枠組みの下、国家補助が認められる

欧州委員会による取り組みの発表（2022年3月23日）

3.経済を支援するための期間限定の危機対応枠組み

- 単一市場の公正な競争の場を保護しつつ、国家補助のルールの下での支援を実施
 - 限定的な金額の援助（援助方法の制約なし）
 - 農業・漁業・水産養殖業：最大35,000ユーロ/一企業
 - その他産業：400,000ユーロ/一企業
 - ⇒エネルギー価格の上昇に係る必要なし
 - 国による保証／補助金付きの融資を通じた流動性の支援
 - 銀行が危機の影響を受ける企業に融資を提供し続けるようにする
 - ⇒融資対象は投資資金・運転資金のいずれでも可
 - エネルギー高騰に対する支援（援助方法の制約なし）
 - 適格な費用の30%まで & 最大2,000,000ユーロ
 - 営業損失を被っている場合には、追加の支援が認められる
 - エネルギー集約型産業：最大25,000,000ユーロ
 - アルミ他の金属、ガラス繊維、紙パルプ、肥料、化学等の産業：最大50,000,000ユーロ
- 枠組みは2022年12月31日まで実施（終期までに延長の必要性について検討）

欧州理事会による結論文書（2022年3月25日）

ヴェルサイユ宣言が示したように、ロシアのガス、石油、石炭への依存をできるだけ早期に、段階的にゼロとする

- 欧州委員会に、2022年5月までに意欲的かつ包括的な計画を取りまとめることを期待する（各国の事情やエネルギーミックスを考慮）

2021年10月に欧州委員会が発表した「ツールボックス」の重要性を確認し、その活用を加盟国に求める

- 国家補助の危機対応枠組みの活用等
（“windfall profit”への期間限定の課税は補助のための有用な資金源となりうる）

3月23日に欧州委員会が示したエネルギー価格高騰に対する短期的な選択肢について、関係者と議論を深める

- 短期的な選択肢は、バウチャー、税還付、“アグリゲーターモデル・シングルバイヤーモデル”、国家補助、課税、上限価格制、CfD等の規制など
- 各国の状況を考慮しつつガス価格の引き下げや電力価格への波及にどのような形で貢献するのか

欧州委員会に、価格高騰問題に対処するための方法についての追加の提案を求める

- 単一市場との整合性の維持、グリーンな移行へのインセンティブの維持、安定供給の確保、過剰な財政負担の回避といった要素を考慮

欧州理事会による結論文書（2022年3月25日）

現在の電力価格高騰に鑑み、欧州委員会は加盟国による電力市場に対する緊急の一時的措置がEUの諸条約や域内市場規則（Regulation 2019/943）に適合しているかを緊急評価

- 措置の一時性に加え、電力の単一市場への相互接続の状況を考慮⇒事実上スペイン・ポルトガル（イベリア半島）を対象としたもの
→スペイン・ポルトガルは、5月13日に措置案を正式決定し、欧州委員会に提出

ガス貯蔵に関する欧州委員会の規則案の検討を閣僚理事会に指示

- 公正なバランスの確保を図るために、大規模な貯蔵施設を持つ国の利害を考慮
- 各国の準備状況を考慮しつつ、貯蔵施設へのガス注入を早期に開始
- 欧州委員会と加盟国は、来冬を視野に、必要な連帯と補償のメカニズムの確立と、ガス・LNG・水素の自主的な共同購入を図る（4月8日に初回の会合開催）。共同購入に、西バルカン諸国やジョージア、モルドバ、ウクライナにも参加を認める
- EU全体のガス電力の相互接続の完成（電力システムの完全な同期化を含む）を目指す
→閣僚理事会・欧州議会の間で内容に合意した旨が5月19日に発表

欧州委員会に、2022年5月末までに頑強な域内の電力市場、炭素市場を作り上げるために必要な措置を講ずることを求める

- ACER報告（電力・4月末予定）、ESMA報告（炭素・3月末刊行）を考慮
→ACER報告は4月末、ESMA報告は3月末にそれぞれ刊行

1-2 ドイツの対応

①エネルギー安全保障、②脱ロシア依存、③企業支援

「エネルギー安全保障法」の改正（2022年5月20日）

**2022年4月25日、内閣は1975年制定のエネルギー安全保障法の改正案を承認
5月12日に連邦議会を通過、5月20日に施行**

特別な危険予防措置

- 重要なインフラの運営者がその任務を十分に果たせなくなり、供給の安全が損なわれる恐れがある場合、信託管理や最後の手段としての収用を可能とする
- 第三国からドイツへのガス供給が実現しない、あるいは大幅に削減された場合、連鎖的な倒産などの影響を防ぐために、サプライチェーン上のエネルギー事業者に対して、価格調整メカニズム（※自社の顧客への価格に高騰するガス価格を適切な水準で反映する権利）を認める。ガス緊急事態計画に従って、警報・緊急事態ステージの供給ボトルネックが特定されていることが条件

ガス貯蔵施設解体の事前届出・承認

- BNetzAへの届出と承認が必要に

危機対策のためのデジタルプラットフォームの創設

- ガス部門については、大企業やガストレーダーがプラットフォームに登録。危機が発生し、ガスが不足している場合に、このデータを使用して、エネルギー使用量をどこでどのように削減できるかを迅速に特定

その他

- 欧州連帯メカニズム（加盟国間の相互支援）に関する規定
- エネルギー産業法の改正により、重要なエネルギーインフラ分野で、重要部品の製造者が第三国政府の管理下であり、ドイツの安全が損なわれる可能性が高い場合、当該部品を使用禁止とする

Gazprom Germaniaの議決権の「収用」 (2022年4月4日)

2022年4月4日、連邦経済・気候保護省は、Gazpromのドイツ子会社であるGazprom Germaniaの議決権を、9月末まで連邦ネットワーク規制庁 (BNetzA) に受託させることを決定

- Gazprom Germaniaの持分保有者による議決権行使を禁止
- BNetzAは議決権の受託者として、経営陣の選解任権、経営陣への指示権、財産の管理・処分に関する承認権を持つ

※Gazprom Germaniaについて

子会社にドイツで市場シェア2割を持つWingas、ドイツに合計60億m³のガス貯蔵施設を持つAstoriaを持つほか、ガスパイプライン運営会社Gascade GastranportをWintersale Deaと合併で保有

※BNetzAへの議決権移転までの経緯

- もともと、Gazprom Germaniaは、Gazprom (ロシア法人) の子会社である000 Gazprom Export (ロシア法人) が持分を保有
- 3月31日に、GazpromはGazprom Germaniaに対する**議決権を処分**した旨を発表
3月25日付で、Gazprom ExportはGazprom Germaniaの持分をGazprom export business serviceという名の会社に譲渡 (支配関係不明)。さらに、Gazprom export business serviceはPalmaryという名の会社が支配権を持つことが4月1日までに明らかとなる (支配関係不明)
⇒EU域外企業に対する議決権の譲渡はドイツ外為法上、連邦経済・気候保護省への届出と承認が必要だが届出はなし
- 4月1日付けで、Gazprom Germaniaは**会社を清算**することを決議、Gazprom export business serviceは、Gazprom Germaniaの経営陣に会社の清算を実施するよう指示
⇒ドイツ外為法上連邦経済・気候保護省に議決権譲渡が承認される前の議決権行使は禁止
- **ドイツ政府は、Gazprom Germaniaを重要インフラの保有者と認定**。その清算は**ドイツ・EU加盟国の公の秩序、安全に対する具体的かつ現実の危機**であるとして、対応措置として受託者への議決権移転を実施 (緊急措置であり、有効期限は6カ月)

天然ガス供給確保のための予防的措置

ロシアによるウクライナ侵略開始以降、ドイツ政府は天然ガス供給確保のため、各種の措置を実施

- KfWによる政府保証付の融資枠150億ユーロをTrading Hub Europe (THE) に対し設定。THEによるガス購入⇒貯蔵施設への圧入を促進
- 連邦経済技術省は、THEを通じて2022年3月～5月にガスを約9.5億m³購入。購入したガスが貯蔵施設に圧入
- ガス市場参加者への流動性の確保のため、KfWによる融資を実施。2022年6月17日からは先物取引の保証金に対するKfWの信用供与と政府保証を実施
- 2022年4月30日に施行されたガス貯蔵法により、10月1日には容量の80%、11月1日には90%、2月1日には40%のガスが充填されていることを義務付け
- 浮体式LNG貯蔵再ガス化設備 (FSRU) を4隻確保。LNG促進法を活用して必要な陸上施設の建設の加速化を図り、今冬に2隻の利用を可能とする
- Gazprom Germaniaに対する信託管理の根拠法を、外国貿易法からエネルギー安保法に変更。管理の期限は6か月のままであるものの、エネルギー安保法では必要な場合、その延長が認められる（延長回数にも制限なし）。ロシアによる制裁による苦境への対応のため、同社に90億～100億ユーロの融資を実施

ガス緊急計画の「警戒」レベルへの移行（2022年6月23日）

経済・気候保護省は、ガス緊急計画に基づくレベルを、
第1段階の「早期警戒」から第2段階の「警戒」に格上げすることを発表
 3月30日に第1段階を発令してから初めての変更

段階	対応
早期警戒	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理チームが招集される 各事業者は、各種の市場ベースの措置を実施するとともに、国のために状況を把握する義務を負う（調整側での柔軟性の実施、ガス貯蔵施設の利用、負荷フローの最適化等） 政府による市場への介入は行われぬ
警戒	<ul style="list-style-type: none"> 早期警戒と同様、市場参加者による状況への対応が基本 政府は、サプライチェーン事業者に対して支払い能力を維持するための支援を図るとともに、エネルギー安保法上の措置を取りうる
緊急	<ul style="list-style-type: none"> 対策が不十分で供給状況が恒常的に悪化している場合に（需要が異常に高い、供給が著しく阻害される等）、政府が政令に基づき発令する 政府はエネルギー安保法に基づき、エネルギーの使用、流通、輸送、節約のための広範な規則を定めることができる ガス市場が機能しなくなった場合、BNetzAが連邦レベルの負荷調整者の役割を担い、ネットワーク事業者と連携してガスの配給を担当する <ul style="list-style-type: none"> 家庭、病院等の社会施設、家庭への熱供給を兼ねたガス火力に対して優先的な供給を実施

ガス緊急計画の「警戒」レベルへの移行（2022年6月23日）

「ガス緊急計画」

- EU規則Regulation (EU) 2017/1938（SoS規則）に基づき、各加盟国が策定を義務付けられているもの
- SoS規則では、「警戒」のレベルは、ガス供給の途絶や大きなガス需要により供給状況の大きな悪化が予想されるものの、市場ベースでの需給の管理はまだ可能であるという状況において発令される

警戒レベルへの移行にあたっての政府の認識

- ガス供給は安定しているものの、Gazpromがノルドストリーム1のガス流量を最大容量の約40%に絞ったことで、状況は悪化
- ドイツ国内のガス貯蔵施設は容量の約58%が圧入されているが、ノルドストリーム1からのガス流量がこのままの状況にとどまる限り、ガス貯蔵法で規定された11月1日時点で容量の90%を圧入という要件は満たせそうにない（※要件達成のためには、今冬のガス消費量が20%減少することが必要）

ガス緊急計画の「警戒」レベルへの移行（2022年6月23日）

政府による追加対策

警戒レベルへの移行に伴い、3つの対策を追加

- 「代用発電所整備法」を制定し、廃止が予定されていた石炭火力等の廃止を先延ばしした上で、必要に応じ、天然ガス火力に代替することで、電力部門での天然ガス使用量の削減を図る（2021年時点で発電に占める天然ガスの比率は15%⇒この引き下げを目指す）
- 産業部門で消費される天然ガスに対する入札制度を2022年夏に開始し、産業部門の天然ガス消費者に対し、使用の節約を促す。産業部門の消費者が供給者と協力して、ガスの不足時に消費を削減する代わりに、エネルギー価格に基づく報酬を受け取れるようにする
- THEに対して KfWによる政府保証付の融資枠を追加で設定

※エネルギー安全保障法の改正で導入された「価格調整メカニズム」の取り扱い

- 「警戒」レベルの発令とともに、BNetzAがドイツのガス輸入総量が大幅に減った旨を連邦官報に告示することが要件だが、現時点では後者が満たされていない
- そもそも、メカニズムの実施はインパクトが大きく、その使用は慎重である必要。政府として、高い追加コストがかかっても、市場を維持できるようにするための代替案の検討も継続して実施

「代用発電所整備法」 (2022年7月8日成立予定)

連立与党は6月8日に草案を公表。7月8日に成立の予定

連邦経済技術省がガス供給システムの安全性や信頼性に対する脅威が排除できないと判断して命令による決定を行った際に措置を発動。設備の再稼働や系統リザーブ (grid reserve) での維持に必要な費用 (人件費、修繕費等) を設備の運用者に払い戻す

※①と②は2024年3月末まで、③と④は2023年3月末までの時限立法

①石炭火力発電廃止法の下で2022年と2023年に廃止予定の石炭火力・小規模褐炭火力発電所の扱い

- ・ 廃止時期を2024年3月21日に延期した上で、系統リザーブと位置付け
- ・ 政府の判断から240時間以内に稼働できるよう準備することを要求

②石炭や鉱油を燃料とする既に系統リザーブの状態にある系統上の重要な発電所の扱い

- ・ 系統運用者の5営業日前の通知に基づき、卸電力市場に参加可能。当該発電所の運用者は、2022年11月1日以降、いつでも市場に参加できるように準備を行う
- ・ 2022年・2023年の11月1日と、2023年・2024年の2月1日に、石炭火力には最大30日、鉱油火力には最大10日の最大出力での運転が可能な燃料を確保することを要求

③天然ガス火力発電の扱い

- ・ ガス緊急計画で定める3段階の水準のうち、「警戒」「緊急」レベルが発せられた場合、6か月以内の間、政府は天然ガス火力発電の利用を削減・禁止する規則を制定可能

④ガス供給の柔軟化

- ・ 最終消費者へのガスの最低供給量を定めた契約において、最低供給量の未使用分の再販を禁止する規定を無効とする。10MWを超えるシステムへのガスの最低供給量を定めた契約において、最低供給量の全部または一部の購入を放棄した場合、対応分の費用の相殺が認められる

「エネルギー安全保障進捗報告」 (2022年3月25日)

連邦経済気候保護省が脱ロシア依存の方針提示

石油・ガス消費量の大幅削減

- 石油・ガス消費量の直接的削減（特に暖房、輸送、生産）と電化を通じた間接的削減。運輸と建物は石油・ガス依存度が高く、2021年の温暖化防止目標が未達であり、特別な取り組みが必要
- 2024年以降、可能であれば、新たに設置される暖房器具の65%を自然エネルギーで賄う。ガス暖房機器をヒートポンプに置き換えるプログラムへ融資
- 早ければ、2023年1月から、新築建物に効率化基準を義務付け
- 暖房の化石燃料依存度を徐々に減らし、ガス暖房を段階的に廃止

ロシアからの輸入削減

- **石油**：契約更新を行わないことを通じて、今年半ばにはロシアからの石油輸入が半減する見込みで、年内の独立を目指す
- **石炭**：瀝青炭はロシアからの輸入が約50%を占めており、発電用ではその比率がさらに高いが、秋までにロシアの石炭から独立可能
- **天然ガス**：ロシアの天然ガスからの独立には、関係者全員の多大な努力が必要。過去にはロシア輸入シェアが平均55%だったが、ロシア企業がスポット市場に放出しなくなったことから第1四半期は40%に低下。年末までには約30%、2024年夏までに10%まで下げることが可能
 - ✓ 政府は複数の浮体式LNGターミナルの稼働を準備中、電力会社はLNG契約を締結準備中、ロシアからの輸入をLNG施設で代替可能
 - ✓ 企業・家庭における省エネ・電化によるガス使用量削減の努力も必要

「エネルギー安全保障進捗報告」の更新（2022年5月1日）

前回報告（3月25日）からのアップデート

その後の取り組み（ガス貯蔵法、Gazprom Germaniaの議決権の収用、イースターパッケージ、石油備蓄の放出、企業への補助、エネルギー安全保障法の改正案、天然ガス調達等）を列挙した上で、ロシアからの燃料輸入削減の見通しを提示

ロシアからの輸入削減

- **石油**：契約を更新せず、徐々に失効。ロシア産の原油への依存を晩夏までに終わらせることが現実的。十分な移行期間があれば、ロシア産の石油の禁輸は、価格高騰を伴うが実行可能。ただし、東部にあるSchwedtの製油所はロシア国営企業のRosneftが過半を所有しており、ロシアからの供給を自発的に停止することではなく、政府はこの問題の解決を模索中。この地域の安定供給に向けてポーランドと協議中
- **石炭**：瀝青炭はロシアからの輸入が約50%を占めていたが、現在は8%まで低下。第5次制裁パッケージ以前の契約は8月10日まで続くが、新規の契約は禁止済み
- **天然ガス**：過去にはロシア輸入シェアが平均55%だったが、4月中旬までに35%に低下。年末までには約30%、2024年夏までに10%まで下げることが可能
 - ✓ 政府は複数の浮体式LNGターミナルの2022年～23年にかけての稼働に向けて州政府と協力中。電力会社は十分な量のLNG契約を締結する過程にある。2021年のロシアからの輸入は46bcmだったが、政府は短期的（2022年）にはオランダ経由で1bcm分のLNG・ガス再販売を確保中、2022年～23年の冬に向けて、7.6bcm分のLNGを確保可能
 - ✓ 企業・家庭における省エネ・電化によるガス使用量削減の努力も必要

連立与党の「イースターパッケージ」 (2022年4月6日)

2035年までに電力を全量再エネとするための法案パッケージを提示

ただし、自由民主党 (FDP) は連立合意から逸脱する箇所の修正が必要との立場

電力の再エネ比率

- 2030年までに80%、2035年までに100%

再エネ導入量

- 2030年に、陸上風力115GW、洋上風力30GW (※2035年に40GW、2045年に70GW)、太陽光215GW (※ロシアからのエネルギー独立の加速のために、2022年2月の提案よりも引き上げ)

導入拡大のスキームとインセンティブ

- 太陽光：入札量を屋根上とそれ以外で同量。入札枠外の小規模屋根上PVにより高い報酬。2024年まで報酬引き下げを一時停止 (その後は2年毎に減額)
- 洋上風力：“contracts for difference” (CfD)で支援。未開発地域の案件について、最低価格入札者が20年間、CfDを受ける
- バイオメタン：2023年に年間600MWに増加。高度に柔軟性のある発電所に限定

その他

- 再エネと系統拡張の計画・認可手続きを簡素化
- 再エネ賦課金の全廃に伴い、自家消費の規制と産業への優遇措置を大幅に整理

参考にした報道：

Appunn, Kerstine and Julian Wettengel, “Germany boosts renewables with “biggest energy policy reform in decades””(2022年4月7日)

侵略と経済制裁の影響を受ける企業への補助（2022年4月8日）

欧州委員会の「経済を支援するための期間限定の危機対応枠組み」を受けたもの

ドイツ復興金融公庫（KfW）による、影響を受けた企業への融資

銀行による運転資金・投資資金に対する政府の保証

- 既存の銀行保証プログラムの限度額を従来の125万ユーロ/企業から、250万ユーロ/企業へ
- 新たな保証プログラム（保証率80～90%）の導入

エネルギーコストの高騰により影響を受ける企業への限定的かつ範囲を絞った形でのコスト補填（2022年と2021年のコストの差分が対象）

- エネルギー多消費企業（エネルギー税制指令の要件を満たす）：差分の最大30%、上限200万ユーロ
- 上記企業がエネルギーコスト高騰による営業損失を証明できた場合：差分の最大50%、上限2,500万ユーロ
- 特に影響を受けることになる26分野の企業がエネルギーコスト高騰による営業損失を証明できた場合：差分の最大70%、上限5,000万ユーロ

経営危機に陥った企業に対する資本支援

先物市場の証拠金負担等が困難となったエネルギー事業者に対する支援

※その後、エネルギー集約的かつ貿易集約的な企業に対する支援策として、従来の支援策に加え、返済義務を伴わない一時的なコスト補助の制度を導入

ロシアによるウクライナ侵略開始の直前・直後の動向

価格高騰対策（再エネ賦課金の撤廃を含む）、石炭火力の廃止延期の検討、原子力の運転延長への政府の否定的見解等の動き

2月22日 ノルドストリーム2パイプラインの認可手続きの停止

- ・ ショルツ首相が認可手続きの停止を発表。同日、政府は前政権が発行したノルドストリーム2パイプラインに対する安全保障面での報告を撤回し、認可を決定できない状態に

2月24日 エネルギー価格高騰対策

- ・ 連立政権はロシアによるウクライナ侵略に伴うエネルギー価格高騰対策に合意。その一環として再エネ賦課金を2022年7月1日に全廃する方針を発表
(※全廃後は排出量取引制度からの政府収入を含む連邦予算で支援)

3月5日 事業者が石炭火力発電所の廃止延期を検討中との報道

- ・ RWEやEnBW等の事業者が検討中
→3月24日 連立政権は、バックアップ用の石炭火力の廃止を、連邦ネットワーク規制庁によるレビューを踏まえた更なる通知があるまで延期可能との協議結果を発表。
ただし、理想的には2030年までの石炭火力全廃との目標は維持

3月8日 原子力の運転延長に関する検討結果の提示

- ・ 「運転延長の効果は非常に限定的であるうえ、莫大な経済的コストや憲法上・安全技術上のリスクを伴う」「利益とリスクを比較検討したところ、現存する3つの原発の運転延長は現在のガス供給危機を考慮してもなお、推奨できない」との見解を発表

参考にした報道：

Meza, Edgar, "German government agrees wide-ranging energy price relief for consumers," Clean Energy Wire (2022年2月24日)

Wehrmann, Benjamin, "German operators prepare for extending runtime of decommissioned coal plants," Clean Energy Wire (2022年3月7日)

Spiegel Wirtschaft, "Koalition will Stilllegung von Kohlekraftwerken aussetzen" (2022年3月24日)

1-3 英国・米国・日本等の対応

英国によるロシア産化石燃料の輸入禁止

石油

3月8日に、年末までに輸入をフェーズアウトすると発表

【参考】4月6日に、重要な石油精製機器と触媒の輸出を禁止と発表

天然ガス

4月6日に、2023年以降、できる限り早期に輸入を止めると発表（※具体的な時期は示さず）

石炭

4月6日に、年末までにロシアへの依存を止めると発表

英国「エネルギー安全保障戦略」（2022年4月6日）

分野別に時間軸に沿った対応策を提示

	2022年末	2023年～2025年	2030年	2050年
石油 ガス	<ul style="list-style-type: none"> 気候チェックポイント創設 新規認可計画 新規案件の規制手続き加速 ロシアからの石油・石炭輸入ゼロ 	<ul style="list-style-type: none"> ロシアからのLNG輸入を2023年以降、できる限り速やかに停止 	<ul style="list-style-type: none"> CCUSを20-30MT ガス消費4割減 	<ul style="list-style-type: none"> ネットゼロとの整合
原子力	<ul style="list-style-type: none"> Great Britain Nuclear Vehicle創設 Future Nuclear Enabling Fund創設 	<ul style="list-style-type: none"> 新規案件の選考プロセス開始（2023年） 1件分の最終投資決定（FID）（2024年） 	<ul style="list-style-type: none"> 最大8基分の新設の進展 	<ul style="list-style-type: none"> 最大24GW（電力需要の25%分）
太陽光	<ul style="list-style-type: none"> 計画文書更新 住宅基準順守に太陽光を使用可能に 	<ul style="list-style-type: none"> Contracts for Difference入札（2023年～25年） 住宅・建物基準の強化（2025年） 	<ul style="list-style-type: none"> 2035年までに太陽光を最大70GW 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光と風力が電力の大半
風力	<ul style="list-style-type: none"> 電力系統戦略枠組み 包括的系統デザイン発表 洋上調整支援スキーム創設 	<ul style="list-style-type: none"> Contracts for Difference入札（2023年～25年） 洋上風力環境改善パッケージ導入（2023年） 	<ul style="list-style-type: none"> 洋上風力を最大50GW そのうち、浮体式が最大5GW 	
水素	<ul style="list-style-type: none"> 水素ビジネスモデルの決定 ネットゼロ水素基金の開始 低炭素水素基準の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ガス導管への水素20%混合決定（2023年） ビジネスモデル契約（2023年～24年） グリーン水素とブルー水素をそれぞれ最大1GW（建設中含む、2025年） 輸送・貯蔵ビジネスモデル設計（2025年） 水素認証スキーム（2025年） 	<ul style="list-style-type: none"> 最大10GW分の低炭素水素生産能力 輸送・貯蔵ビジネスモデルの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 240～500TWh分の低炭素水素供給
需要	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー更新スキームの創設（ヒートポンプ導入含む） グリーン熱ネットワーク基金の創設 エネルギーコストのリバランシングの提案 	<ul style="list-style-type: none"> ガスグリッドから化石燃料の暖房を段階的に廃止することについて協議（2024年） クリーン熱市場メカニズム創設（2025年） イングランドの新規建物をネットゼロreadyに（2025年） 熱ネットワークゾーン指定開始（2025年） 	<ul style="list-style-type: none"> 2028年までにヒートポンプ導入量を年間60万台 2035年までにガスボイラーの導入停止 	<ul style="list-style-type: none"> 全暖房システムをネットゼロ整合

英国政府による石炭火力の廃止延期要請

2022年～2023年の冬に向けた供給確保が目的

報道によれば、Kwasi Kwarteng ビジネス・エネルギー・産業戦略大臣はEDF、Drax、Uniper に対して、2022年秋に廃止予定のバックアップ用の石炭火力を一時的に廃止延期するように要請（※政府から事業者への支援等の政策的措置については不明）。ただし、2024年10月の全廃方針は維持

2022年6月14日、Kwarteng大臣は「EDFがWest Burton発電所の廃止延期に合意し、他の2つの発電所についても議論を継続中である」と発表

参考にした報道：

Espiner, Tom, "Coal plants asked to stay open longer due to energy supply fears" (2022年4月28日)

米国における短期的な対策（禁輸、戦略備蓄放出、バイオ燃料拡大、石油・ガス開発への連邦公有地のリース、ガソリン税等の一時停止提案）

3月8日 大統領令に基づくロシアからの化石燃料輸入禁止

- バイデン大統領はロシアからの石油、LNG、石炭等の輸入を禁じる大統領令に署名

3月31日 バイデン政権による価格高騰対策の発表

- 今後半年間にわたり、1日あたり100万バレルの戦略備蓄放出
- 国内化石燃料の増産を加速。連邦公有地における開発認可を受けているにも関わらず、生産していない企業に対する課金の検討を連邦議会に要請

4月12日 バイデン大統領による国産バイオ燃料増産の政策方針の発表

- 国家緊急事態措置（waiver）に基づく、エタノール混合比率15%のガソリン（E15ガソリン）の販売許可（※waiverを発出しない場合、6月1日から9月15日まで、多くの地域でE15を販売できない）
- バイオ燃料生産者への支援（7億ドル）、バイオ燃料インフラへの投資（1億ドル）

4月15日 内務省による連邦公有地での石油・ガス開発のリース再開方針の発表

- 競争入札におけるリース（competitive leases）の場合、ロイヤルティー率を（従来の12.5%から）18.75%に引き上げる等の改革案を提示。これを踏まえ、同省土地管理局は173区画（14.4万エーカー）のリースを販売する見込み
（※バイデン大統領は選挙時に連邦公有地での新規の石油・ガス開発の禁止を公約）

6月22日 バイデン大統領による“Gas Tax Holiday”提案

- バイデン大統領は連邦議会に対して、ガソリン税・ディーゼル税の3か月間の停止を立法化するように要請

米国における中長期的な対策を巡る意見の相違

中長期的な対策の方向性について「党派間+α」で意見に相違

資源を梃子とするロシアの影響力を削ぐ手段として3つの立場が存在。

※マンチン議員は気候変動立法の成否を握る議員で「天然ガスパイプラインやLNG輸出施設等の建設への投資を促進すべきで、これらは将来、水素用に転用可能」とも発言

バイデン大統領

脱炭素化を加速すべき
この立場を欧州と共有

マンチン上院議員（民）

国産エネルギー拡大優先
（※化石燃料に限らず）

共和党

国産化石燃料を
さらに増産すべき

日本によるロシア産化石燃料の輸入禁止

石油

5月9日に、岸田総理がロシア産の石油の原則禁輸（※削減と停止の時期は今後検討。時間をかけてフェーズアウト）との方針を表明

石炭

4月8日に、岸田総理が輸入の段階的削減と禁止（※分野ごとの代替策を踏まえて時期を検討）との方針を表明

日本「ウクライナ情勢を踏まえた緊急対策」（2022年3月31日）

経済産業省「戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部」が取りまとめ
化石燃料については時間軸（～2022年、～2025年、～2030年）に沿った対策を提示

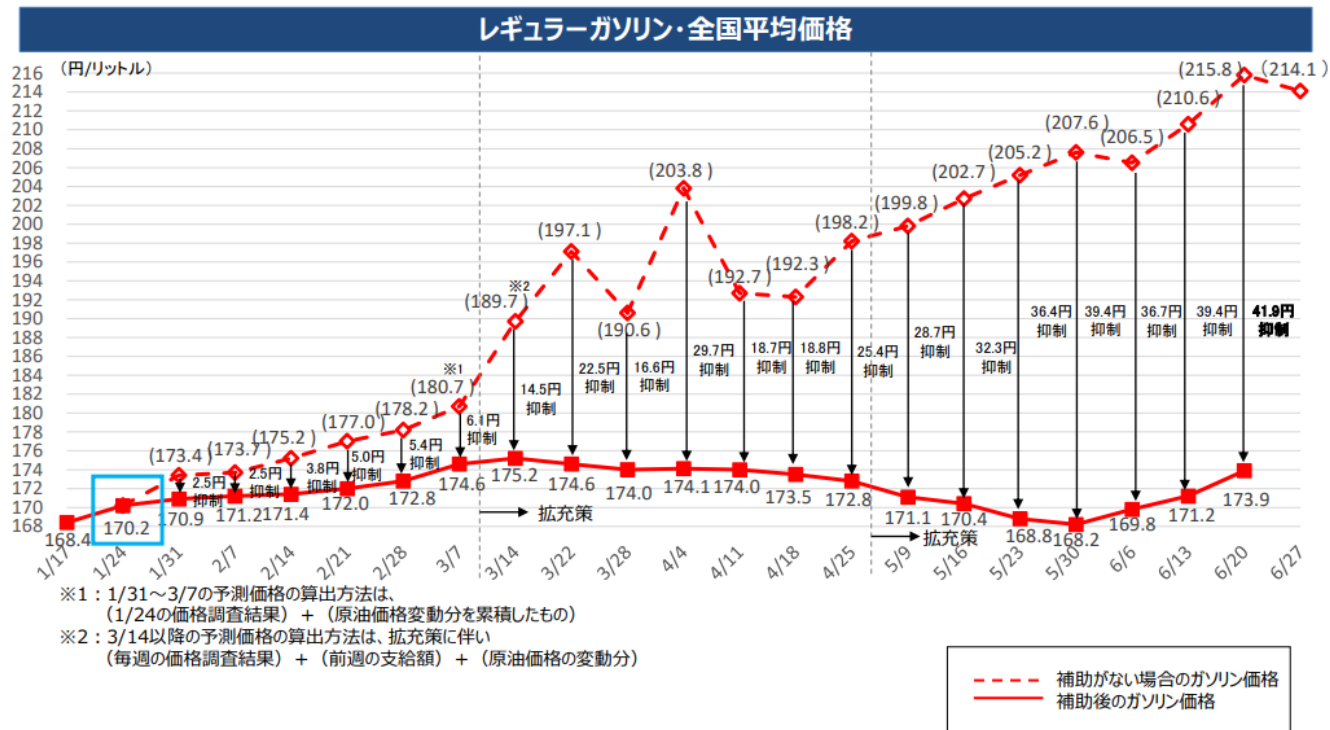
	～2022年	～2025年	～2030年
石油	OPEC加盟国を中心とした増産働きかけ		
	IEAをはじめとする関係国際機関及びG7・G20等の枠組みの活用		
	省エネ設備導入や省エネ・エネ転換に係る設備導入		
	企業のニーズに応じて、JOGMEC等による石油上流開発支援を実施		
LNG	産ガス国へ安定供給を働きかけ。また日本企業の権益取得等を資源外交で後押し		
	企業のニーズに応じて、JOGMEC等によるLNG上流開発支援を実施		
	LNG需給状況の把握を常時実施		
	緊急対応策の強化 ^{*1}		
石炭 (一般炭・ 原料炭)	カーボンニュートラル燃料への転換等に向けた支援の実施		
	燃料転換に向けたFS調査を実施、必要に応じて設備導入の支援を検討		
	石炭供給網監視を常時実施 ^{*2}		
	オーストラリア、インドネシア等への働きかけ		

^{*1} 事業者間の燃料融通の枠組検討、LNG調達における国の関与強化の方向性などの検討

^{*2} ロシア炭輸入のリスク分析、代替炭の輸送状況、ロシアから主要消費国への石炭供給の動向把握と代替供給源の開拓

経済産業省の燃料油価格激変緩和補助金の拡充（2022年3月～）

2022年1月から激変緩和事業が発動中だが、原油価格高騰により、3月7日の週から補助の上限を1リットルあたり25円に拡充
 財源は当初はエネルギー特別会計、上限引き上げ後は令和3年度予算の一般予備費
 政府は4月26日に物価高騰を受けた総合緊急対策の一部として、補助の上限を35円に拡大する方針を提示



出所：資源エネルギー庁

https://nenryo-gekihenkanwa.jp/pdf/result_rev19.pdf（最終アクセス日：2022年6月28日）

経済産業省による政策の方向性の再確認（2022年4月14日）

クリーンエネルギー戦略検討合同会合において、「短期的な脱ロシアのトランジション」が従来の中長期的な脱炭素に向けたトランジションの前段階として加わったとの認識を提示

ウクライナ危機・電力の需給ひっ迫を踏まえた、政策の方向性の再確認

- ・ ポスト・ウクライナーロシア危機を見据え、エネルギー安全保障の確保が諸外国でも改めて重要課題に浮上。欧州は短期的にロシア依存を急速に低減させ、ガスの供給先の多角化、原子力の有効活用などを進める方針。
- ・ 中長期的には、欧米は化石燃料への依存を段階的に低減させ、クリーンエネルギーへの移行を加速。特に、欧州は、域内の排出量取引（EU-ETS）、炭素国境調整メカニズム（CBAM）の導入による国際的な産業競争のゲームチェンジと、大規模な政府支出による産業競争力の強化を目指す。
- ・ 国際的な資源・エネルギー価格の高騰 + 円安の進行によるエネルギーコストの負担増を踏まえれば、日本においても、石油ショック時以来の大胆な構造転換を進める必要。
- ・ 安定供給確保を大前提としつつ、ロシア依存の低減を進め、脱炭素を加速させることで2030年46%削減や2050年カーボンニュートラルの実現につなげる。（先般の電力需給逼迫を踏まえれば、電力の脱炭素化を進める上でも、必要なエネルギーインフラ投資が着実に進められることが大前提。）
- ・ こうした中、EUと日本は、米国、カナダ、英国と異なり、ロシア依存の低減を実現するには短期的な脱ロシアのトランジションが必要。従来の中長期の脱炭素に向けたトランジションの前段階で、新たなトランジションが加わることで、EU、日本はこれまで以上に、エネルギーコストの上昇を意識せざるを得ない可能性。コスト上昇をできる限り抑制させるためにも、政策を総動員することが求められる。

→「再エネ、原子力などエネルギー安保及び脱炭素の効果の高い電源の最大限の活用」（4月8日 総理記者会見）など、エネルギー安定供給確保に万全を期し、その上で脱炭素を取組を加速

22

出所：経済産業省「クリーンエネルギー戦略の策定に向けた検討①（エネルギー安全保障の確保と脱炭素化に向けた取組）」

国際エネルギー機関（IEA）を通じた備蓄放出

3月1日、IEA臨時閣僚会合での放出合意

- 総量6,000万バレルの石油協調放出に合意
 - 日本では経済産業省が750万バレルを民間備蓄から放出することを決定
-

4月1日 IEA臨時閣僚会合での再度の放出合意

- その後、調整を経て、4月7日に総量1億2,000万バレルを協調放出
 - 日本は1,500万バレルを分担
-

小括一西側諸国の対応策

ロシア産燃料の禁輸、ロシア産燃料への代替策の確保、備蓄放出による原油価格の抑制、エネルギー価格高騰への対策を実施・検討

禁輸は自国のエネルギー事情を踏まえ、国ごとに対象燃料や期限設定が異なる

- 米国：全化石燃料
- カナダ：石油（もともと輸入実績なし）
- 英国：石油・石炭（2022年末までに実現）
- EU：石炭（2022年8月以降）、石油（当面は海上輸送のみ、一定の猶予期間後）
- 日本：石炭（分野ごとの代替策を踏まえて、最終的に禁輸）、石油（原則禁輸）

代替策の確保も、国・地域ごとに時間軸に沿った対応方針を検討中。

EU、特にドイツではロシアによる天然ガス供給削減への対応が喫緊の課題に

- 欧州委員会の“REPower EU”
- ドイツの「ガス緊急計画」（短期）及び「イースターパッケージ」（中期）
- 英国の「エネルギー安全保障戦略」
- 日本の「ウクライナ情勢を踏まえた緊急対策」

エネルギー価格高騰への対策は石油備蓄の協調放出に加えて、各国において対応策を実施・検討中

- 欧州委員会によるエネルギー価格高騰対策の検討
- ドイツの再エネ賦課金の廃止決定と企業支援の枠組み
- 日本の燃料油価格激変緩和補助金

小括—対応策とエネルギー政策の3Eの関係

エネルギーの経済との関係

エネルギー価格高騰はロシアによるウクライナ侵略前から起きていたが、侵略と制裁を契機に更に高騰。エネルギーの経済面とのトレードオフが顕在化
対応策として、石油備蓄の協調放出を行い、各国で価格抑制策を実施・検討し、一定の成果を上げているが収束せず

エネルギー安全保障との関係

即時の全面禁輸に踏み切らず、時間軸に沿った脱ロシア依存としていることは、エネルギー安全保障とのトレードオフを考慮していることの証左。ロシア側が欧州への天然ガス供給量を意図的に減らし、サハリン2の財産譲渡を目的とした大統領令が発出されるなど、エネルギー安全保障上のリスクが顕在化

脱ロシア依存の取り組みの中には、EUの再エネ・水素拡大、ドイツの再エネ拡大、英国の原子力新設と再エネ拡大、日本の再エネ・原子力の最大限の活用など、中長期的にエネルギー安全保障とのシナジーをもたらす取り組みが存在

環境（脱炭素化）との関係

最終的な脱炭素化という方向性を堅持。ただし、米国共和党は国産化石燃料の増産を重視
ドイツ・英国の石炭火力の運転延長の検討は実施されれば、脱炭素化とのトレードオフ
脱ロシア依存の取り組みの中には、再エネ・原子力・水素・電化（ヒートポンプ）など、中長期的に脱炭素化とのシナジーが働く取り組みが存在

次章では「国際秩序維持のための禁輸・脱ロシア依存」と
「エネルギー政策の"3E"」の関係をより詳しく考察

【参考】本章で取り上げた西側諸国の対応に関する文書等

【G7】

[G7 Leaders' Statement \(2022年3月11日\)](#)
[G7 Energy Ministers' Joint Statement \(2022年3月10日\)](#)
[G7 Leaders' Statement \(2022年4月7日\)](#)
[G7 Leaders' Statement \(2022年5月8日\)](#)
[G7 Leaders' Communiqué \(2022年6月28日\)](#)

【EU】

[EU 第5次制裁パッケージ \(2022年4月8日\)](#)
[欧州委員会 REPowerEU: Joint European Action for more affordable, secure and sustainable energy \(2022年3月8日\)](#)
[EU非公式首脳会合 Versailles Declaration \(2022年3月10日・11日\)](#)
[欧州委員会 Commission outlines options to mitigate high energy prices with common gas purchases and minimum gas storage obligations \(2022年3月23日\)](#)
[欧州理事会結論文書 \(2022年3月25日\)](#)
[米国・欧州委員会 Joint Statement between the United States and the European Commission on European Energy Security \(2022年3月25日\)](#)
[欧州委員会 Gas imports FREQUENTLY ASKED QUESTIONS \(2022年4月22日\)](#)
[欧州委員会 REPower EU \(2022年5月18日\)](#)
[欧州委員会 Energy Markets: Commission presents short-term emergency measures and options for long-term improvements \(2022年5月18日\)](#)
[欧州委員会 OIL IMPORTS RELATED PROVISION: ARTICLE 3m OF COUNCIL REGULATION 833/2014 FREQUENTLY ASKED QUESTIONS \(2022年6月22日\)](#)
[欧州連合 Council Regulation \(EU\) 2022/879 of 3 June 2022 amending Regulation \(EU\) No 833/2014 concerning restrictive measures in view of Russia's actions destabilising the situation in Ukraine, OJ L 153, 3.6.2022, p. 53–74 \(2022年6月3日\)](#)

【ドイツ】

[ドイツ政府 原子力発電所の運転延長に関する検討結果 \(連邦経済省・連邦環境省\) \(2022年3月8日\)](#)
[経済・気候保護省 Energy security progress report \(2022年3月25日\)](#)
[経済・気候保護省 Gasprom Germaniaの議決権をBNetzAに受託させる旨の決定 \(2022年4月4日・英語版4月11日\)](#)
[経済・気候保護省 ウクライナ侵略とロシアへの経済制裁により影響を受けた企業に対する支援制度 \(2022年4月8日\)](#)
[「エネルギー安全保障法」の改正案 \(2022年4月25日\)](#)
[経済・気候保護省 プレスリリース \(2022年6月19日\)](#)
[経済・気候保護省 FAQ Liste – Notfallplan Gas Einleitung \(2022年6月23日\)](#)
[経済・気候保護省 Entwurf eines Gesetzes zur Bereithaltung von Ersatzkraftwerken zur Reduzierung des Gasverbrauchs im Stromsektor im Fall einer drohenden Gasmangellage durch Änderungen des Energiewirtschaftsgesetzes und weiterer energiewirtschaftlicher Vorschriften \(2022年6月8日\)](#)

【参考】本章で取り上げた西側諸国の対応に関する文書等

【英国】

[ロシア産石油の輸入フェーズアウト（2022年3月8日）](#)
[ロシアへの追加制裁（石炭の輸入停止等）（2022年4月6日）](#)
[British Energy Security Strategy（2022年4月6日）](#)

【米国】

[大統領府FACT SHEET: United States Bans Imports of Russian Oil, Liquefied Natural Gas, and Coal（2022年3月8日）](#)
[大統領府FACT SHEET: President Biden’s Plan to Respond to Putin’s Price Hike at the Pump（2022年3月31日）](#)
[大統領府FACT SHEET: Using Homegrown Biofuels to Address Putin’s Price Hike at the Pump and Lower Costs for American Families（2022年4月12日）](#)
[内務省 Interior Department Announces Significantly Reformed Onshore Oil and Gas Lease Sales（2022年4月15日）](#)
[大統領府FACT SHEET: President Biden Calls for a Three-Month Federal Gas Tax Holiday（2022年6月22日）](#)

【日本】

[経済産業省 戦略物資・エネルギーサプライチェーン対策本部（第1回）ーウクライナ情勢を踏まえた緊急対策ー（2022年3月31日）](#)
[岸田内閣総理大臣記者会見（2022年4月8日）](#)
[岸田内閣総理大臣 G7 首脳テレビ会議等についての会見（2022年5月9日）](#)
[経済産業省「クリーンエネルギー戦略の策定に向けた検討①（エネルギー安全保障の確保と脱炭素化に向けた取組）」（2022年4月14日）](#)
[原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議（第2回）ー議事次第・資料（2022年4月26日）](#)

【IEA】

[国際エネルギー機関 IEA Member Countries to make 60 million barrels of oil available following Russia’s invasion of Ukraine（2022年3月1日）](#)
[国際エネルギー機関 IEA Member Countries agree to new emergency oil stock release in response to market turmoil（2022年4月1日）](#)

2. エネルギー政策への示唆

「法の支配に基づく国際秩序の維持」のための エネルギー禁輸・脱ロシア依存

法の支配に基づく国際秩序の維持

西側諸国は、ロシアによる国際法の重大な違反（主権・領土一体性の侵害、武力行使、病院や原子力発電所への攻撃等の国際人道法の違反）に対して、「経済制裁（エネルギー面では化石燃料の禁輸）」を実施し、「エネルギーの脱ロシア依存」を追求

→目的は、資源依存型のロシア経済に打撃を与えて行動を変容させることのみならず、国際法違反の帰結を重大なものにすることで国際秩序を守ること

期待される効果① ロシアの収入を速やかに削ること

ロシアの収入を削ることで、ウクライナにおける戦争の継続を財政的に困難な状況に追い込む。ただし、天然ガス等は即時の禁輸が困難で、今のところ、効果に限界

※ゼレンスキー大統領の日本の国会演説「ロシアとの輸出入を禁止し、軍に資金が流れないように、ロシア市場から企業を引き上げる必要があります」

期待される効果② 国際法違反に対する帰結を重大なものとする

ロシアに対して、西側諸国が結束して、経済制裁で短期的に打撃を与えつつ、エネルギーの脱ロシア依存を通じて、長期的にも経済影響を残し、国際法違反の帰結を重大なものに。この帰結を明確にすることで、他国に対しても一方的な現状変更への抑止の一助に

→欧州だけではなく、東アジアを含む、世界全体の秩序維持にも重要

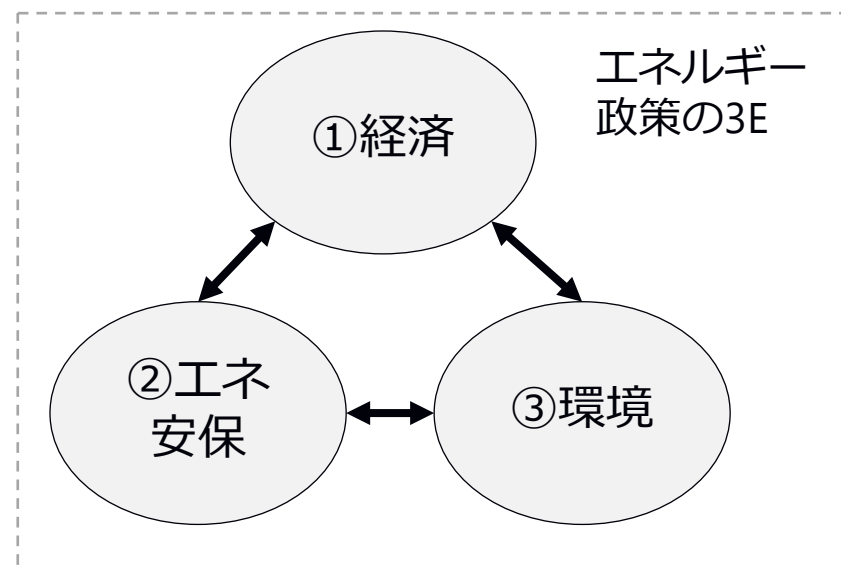
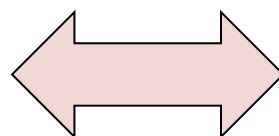
「法の支配に基づく国際秩序の維持」と 「エネルギー政策の“3E”」のトレードオフ

エネルギー政策の“3E”

エネルギー政策の基本的な目的は「3つのE」（①経済（economy）、②エネルギー安全保障（energy security）、③環境（environment））。様々なエネルギー源を組み合わせ、3つの目的をバランスさせてきた

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえた「国際秩序の維持」の手段と「エネルギー政策の3E」の間のトレードオフに直面。部分的にはシナジーも存在。その態様は複雑

法の支配に基づく
国際秩序の維持



①禁輸・脱ロシア依存が「エネルギーの経済」に与える影響

エネルギー価格の高騰

禁輸・脱ロシア依存に伴い、輸入国が代替燃料を巡って競合し、燃料価格が高騰し、連動して物価も上昇

→経済への悪影響の顕在化

価格高騰に対する各国の国民の容認意思

日本の世論調査（時事通信、5月13～16日）では、回答者の70.3%が日本経済に影響が広がったとしてもロシアへの経済制裁を続けるべきと回答

米国の世論調査（モーニングコンサルト社）では、2022年5月上旬までは、回答者の半数以上が「物価上昇を引き起こしても、ロシア産の石油・天然ガスの輸入に制裁を科すべき」と回答していたが、その後は50%を切っており、6月11～12日時点では46%

→意思の継続性は要観察。米国では物価上昇を伴うエネルギー制裁への支持が漸減

※4月9日、岸田総理は制裁に伴うエネルギー価格高騰について「国際的な社会が平和・秩序を守るために一致結束して、平和・秩序を守るための正念場であるということを御理解いただいて、（中略）国民の皆さんにも、引き続き御協力をお願いしていかなければならない」と発言

①禁輸・脱ロシア依存が「エネルギーの経済」に与える影響

エネルギー価格高騰を抑える政策が喫緊の課題に

石油・ガス・電気の全てに影響が生じうるが、国ごとにその態様は相違
既にいくつかの対策（以下）が実施・検討されているが、価格抑制効果には限度あり

- IEAを通じた石油備蓄の協調放出（※日数に限度。放出分はいずれ再充填する必要あり）
（協調放出で原油価格が抑えられることで、ロシアの収入が減少というシナジーが存在）
- EUにおけるエネルギー価格高騰対策
- ドイツの再エネ賦課金廃止
- 日本政府の燃料油価格激変緩和補助金

→価格高騰が長期化した場合、これらの対策は持続的ではないリスク（※経済制裁が長期化する可能性あり）。価格抑制で省エネの動機が弱まり、脱ロシア依存に逆行する側面も

禁輸という方式による経済制裁では、経済影響が大きいことから、一部で上限価格方式が提唱・検討されている。詳細は、95-98頁参照

②禁輸・脱ロシア依存が「エネルギー安全保障」に与える影響

エネルギー安全保障への影響

ロシアへの依存度が高い中、代替策が整わない状況で、制裁・脱ロシア依存として輸入を断つと、あるいはロシア側が制裁への報復として一方的に供給を削減または遮断すると、エネルギー需要を満たせず、経済・社会が危機的状況に陥るリスク

他方、Gazpromが一部の欧州諸国への天然ガス供給を停止し、ノルドストリーム1経由の供給も削減するなど、供給者としてのロシアの信頼は低下。代替策がある中での脱ロシア依存はエネルギー安全保障を強化する可能性。ただし、別の地域（中東）や輸送ルート（シーレーン）への依存度が高まれば、別のエネルギー安全保障リスクに。その場合、非化石エネルギー（再エネ・原子力）への代替が重要に

→ロシアによる意図的な供給途絶リスク、代替手段の可用性、代替手段のエネルギー安全保障へのマイナス影響のリスクを考慮し、時間軸に沿って、ロシア依存低減を進めていく必要

②禁輸・脱ロシア依存が「エネルギー安全保障」に与える影響

EUはロシア産天然ガスへの依存度が高く、エネルギー安全保障への影響が大きい
ロシアからの輸入量が多く、別の国からの輸入に全てを切り替えるのは困難な中、ロシア側が欧州への天然ガス供給を意図的に削減し、エネ安保リスクが顕在化
→顕在化したリスクへの短期的対応として、省エネ・電化・石炭火力等への切り替えで天然ガス需要を減らすことが喫緊の課題。中長期的にはバイオガスや再エネ水素などの別のガス体エネルギーが必要に

日本はエネルギー自給率が低く、供給源を手放すとエネルギー安全保障に影響
エネルギー自給率が低い日本は、石油危機以降、エネルギー安全保障のために時間をかけて、エネルギー源の多様化と供給源の分散化を図ってきた
→特定の供給源を手放すことはその分散化には逆行。分散化を高める形でロシアからの輸入を代替することは容易ではなく、再エネ・原子力を含めた多様化が重要に。また、手放し方次第では第三国を利する可能性に留意が必要

天然ガスについて、EUほどにはロシア依存度は高くはないが、現在、LNGは世界的に供給余力が乏しいことから、ロシアに代わる供給源を探すことは容易ではない
→そのような中、2022年6月22日に、プーチン大統領はサハリン2の財産譲渡を目的とした大統領令に署名し、日本企業を含む外国企業の権益が不安定な状態に（※16-18頁参照）

【参考】ロシア依存のエネルギー安全保障リスクを示す事象

ルーブル建て支払いに応じなかったことを理由とするパイプラインガスの供給停止3月31日、プーチン大統領は「外国の購入者がロシアの天然ガス供給業者に対する義務を履行するための特別な手続き」に関する大統領令（ロシア政令第172号）に署名

→大統領令に沿った支払いに応じなかったことを理由として、Gazpromは一部の国への天然ガス供給を停止

- 4月27日、ポーランドとブルガリア。5月21日、フィンランドのGasum社。5月31日、オランダのGasTerras社。6月1日、デンマークのエルステッド社

ノルドストリーム1パイプライン経由の天然ガス供給量減少

6月16日時点で、従来計画と比べて60%減。ロシアは制裁によるタービン修繕の遅れを理由としているが、ドイツは根拠がないと反論

プーチン大統領による報復制裁の大統領令への署名（2022年5月3日）

報道によれば、制裁リストに含まれる企業・個人に対する製品・原材料の輸出を禁じるもので、ロシア政府に対して、10日以内にリストを作成するように指示。さらに、そうした企業・個人との取引を、既存の契約の下であっても禁止

制限の対象となる取引についての「追加的なクライテリア」も策定するように政府に指示

→制裁リストを公表（2022年5月11日）

欧州の天然ガス関連企業31社をリストに掲載

- ヤマルパイプラインのポーランド側の運営企業（EuRoPol Gaz）
- ドイツ政府が国の管理下においたGazprom Germaniaとその子会社29社

サハリン2の財産譲渡を目的とした大統領令

16-18頁を参照

【参考】 EUと日本の天然ガスの用途の違い

EUでは天然ガスの用途のうち、発電用は14%、熱電併給用は16%、産業部門用が27%（化学（非エネ利用含む）10%、非金属鉱物4%、食品等4%）、家庭部門用が24%、商業部門用が11%であり、発電用の比率が低い（2020年時点）→熱需要や産業用の代替が相対的に重要になりやすい

日本では天然ガスの用途のうち、発電用は59.6%、都市ガス用は33.8%、その他（工業用等）が6.7%。都市ガスの用途のうち、工業用が58.9%、家庭用が23.2%、商業用が10.3%（2019年時点）→発電用・都市ガス用のどちらも重要

※データの出所はEurostat (nrg_cb_gas) 及びエネルギー白書2021

【参考】 IEAによるエネルギー安全保障の定義

“The IEA defines energy security as the uninterrupted availability of energy sources at an affordable price. Energy security has many aspects: long-term energy security mainly deals with timely investments to supply energy in line with economic developments and environmental needs. On the other hand, short-term energy security focuses on the ability of the energy system to react promptly to sudden changes in the supply-demand balance.”

（IEAはエネルギー安全保障を、エネルギー資源を手頃な価格で途切れることなく入手できることと定義する。エネルギー安全保障には多くの側面が存在する。長期的なエネルギー安全保障は、主として、経済発展と環境上のニーズに沿って、エネルギー供給へのタイムリーな投資を行うことを扱う。他方、短期的なエネルギー安全保障は、需給バランスの急激な変化に迅速に対応するためのエネルギーシステムの能力に焦点を当てる。）

【参考】岸田総理及び萩生田経産大臣による サハリン1・2に関する言及

岸田総理及び萩生田経済産業大臣から、ロシア極東サハリンの石油・天然ガス開発事業サハリン1・2について、撤退しない方針を表明。

岸田総理



◆岸田総理ご発言①（2022年4月1日参・本会議）

サハリン1、サハリン2については、自国で権益を有し、長期かつ安価なエネルギー安定供給に貢献しており、エネルギー安全保障上、極めて重要なプロジェクトです。G7でも、各国それぞれの事情に配慮し、持続可能な代替供給を確保するための時間を提供することになっていることから、**撤退しない方針**です。今後とも、G7を含む国際社会とも連携しながら、G7の方針に沿って、ロシアへのエネルギー依存を低減すべく更なる取組を進めます。

◆岸田総理ご発言②（2022年3月31日衆・本会議）

サハリン2は、自国で権益を有し、長期かつ安価なLNG安定供給に貢献しており、エネルギー安全保障上、極めて重要なプロジェクトです。G7でも、各国それぞれの事情に配慮し、持続可能な代替供給を確保するための時間を提供することになっていることから、**撤退しない方針**です。今後とも、G7の方針に沿って、ロシアへのエネルギー依存を低減すべく更なる取組を進めます。

萩生田経済産業大臣



◆萩生田経済産業大臣ご発言（2022年4月1日閣議後記者会見）

サハリン1は、原油輸入の約9割を中東に依存する我が国にとって貴重な中東以外からの原油調達先であり、サハリン2はLNG輸入の約9%を供給し、発電電力量の約3%に相当するなど、我が国の電力・ガス需給に不可欠なエネルギープロジェクトです。**いずれのプロジェクトも**自国で権益を有し、長期的な資源の引取権が確保されており、現状のようなエネルギー価格高騰時は、市場価格よりも安価に調達できることなどから、エネルギー安全保障上極めて重要なプロジェクトだと考えており、**撤退しない方針**であります。

29

出所：資源エネルギー庁資源・燃料部「[化石燃料を巡る国際情勢等を踏まえた新たな石油・天然ガス政策の方向性について](#)」（2022年4月22日）

③禁輸・脱ロシア依存が「環境（脱炭素化）」に与える影響

禁輸・脱ロシア依存の手段と脱炭素化との関係

- (1) 天然ガス火力から石炭火力への回帰があれば、脱炭素化とのトレードオフ
 - (2) 同一燃料の供給源の切り替えであれば、大差なし
 - (3) 再エネ・原子力への切り替えや省エネによる需要削減であれば、脱炭素化とのシナジー
- (3)の点では脱炭素化は進むが、(1)によって相殺されるリスクも。ロシアが欧州向けの天然ガス供給を停止・削減したことを受けて、ドイツ、イタリア、オランダ等が次の冬に向けて石炭火力の稼働を増加させる見込みであり、短期的にはトレードオフになりやすい
- (2)には石油ガスインフラへの投資拡大が必要。短期的な排出面では大差ないが、長期的には化石燃料利用を固定化するリスク。それを避けるには水素等への転用可能性の担保が重要

【参考】G7サミットにおける天然ガス部門への公的支援の扱い

気候・エネルギー・環境大臣会合のコミュニケ（5月27日）は「削減対策なしの国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の直接的な公的支援を2022年末までに停止と約束する。ただし、1.5℃以内とパリ協定の目標に整合的な、各国が明確に定義した限定的状況は例外」としたが、**首脳会合（サミット）のコミュニケ（6月28日）**は、同じ文言の直後に「この文脈において、そしてロシアへのエネルギー依存のフェーズアウトを加速させるために、我々はLNGの供給増加が果たす重要な役割を強調し、現在の危機に対応すべく、この部門への投資が必要であると認識する。これらの例外的状況において、ガス部門への公的に支援された投資は、明確に定義された各国の事情に従い、気候の目標と整合的な形で実施され、例えばプロジェクトを低炭素水素・再エネ水素開発の国家戦略に統合することによってロックイン効果を生み出さないのであれば、適切となりうる」と加筆

→水素への転用可能性等でLNGインフラを含むガス部門への公的支援を正当化

【参考】 G7共同声明における脱炭素化の位置付け

エネルギー大臣声明（3月10日）

全11パラグラフのうち、後半の第9～10パラグラフが関係

- パラ9：エネルギー安全保障への最大の貢献はクリーンエネルギーへの移行加速
パラ10：2020年代を1.5°C経路に向けた「勝負の10年」とする。開かれた協力的な“Climate Club”の創設を追求（※エネルギーと産業の脱炭素化、再エネ・低炭素水素、その他のニアゼロ排出のコモディティ）

首脳声明（3月24日）

エネルギーに関するパラグラフが1つあり、その最終文が気候変動（※パリ協定・グラスゴー気候合意の目標達成を決意）

首脳声明（5月8日）

エネルギーに関するパラグラフの中で、脱ロシア依存について述べた後に「その際、我々は、我々の気候目標と統合的な形で化石燃料への全体的な依存の低減及びクリーンエネルギーへの移行を加速することを含め、（以下略）」との記載

首脳声明（6月28日）

“A Sustainable Planet”との見出しの下、最初の項目が“Climate and Energy”であり、気候変動関連（Climate Club等）をエネルギーよりも前に記載。ただし、エネルギーの脱炭素化はエネルギーの脱ロシア依存とともに、気候変動関連の後に記載

→脱炭素化は言及されているが、登場順序は後方になる傾向
エネルギー安全保障・脱ロシア依存と脱炭素化が整合する部分を強調する傾向

【参考】 脱炭素化の行方は単なる後退ではなく、おそらく混沌

国際秩序が安定しない状況では、脱炭素化を含むグローバル課題が優先されにくい
しかし、脱炭素化は西側諸国の価値の中に埋め込まれており（※米国は民主党のみ）、対ロシアで西側諸国の連携が深まるほど、その中だけでは高い優先度が続く可能性

→ただし、脱ロシア依存と重なる対策（特に電化・水素・非化石拡大等）の優先度が上昇といった内容の変化は起きる

他方、「それ以外の国々」との溝が一層深まる可能性

- パリ協定の下での削減目標（NDC）を強化しない
- EUが導入しようとしている炭素国境調整メカニズム（CBAM）への反発が強まる等

途上国にはエネルギー・食糧価格の高騰が直撃しており、脱炭素化の優先度は下がりやすい状況

→グローバルな協調が困難な状況では、気候変動対策の効果が限定的となる可能性

エネルギー取引の実情と 禁輸・脱ロシア依存によるロシアの収入削減効果

禁輸・脱ロシア依存によるロシアの収入削減効果は、 燃料の売却可能性や取引状況次第であり、的確な見極めが必要

- 輸送手段の制約から他の販売先に売却することが難しい燃料は、他国による穴埋めが起こりにくい
- 他の販売先に売却しやすい燃料は、西側諸国以外の企業が購入する可能性あり
 - 買い手が安値で買い叩けば、ロシアの収入は減少（※原油でその兆候あり）
 - 西側諸国が安値の長期契約（特にLNG）を手放し、ロシアが価格高騰するスポット取引で売却できれば、ロシアの収入は増加。そうした買い手が現れるかは要注視
- 長期契約のtake-or-pay条項など、契約内容も影響
- 禁輸で燃料価格が上がると、ロシアが値引きして販売したとしても、正味で収入が増える可能性あり。他方、原油備蓄の協調放出を通じて、原油価格の高騰を抑制することで、ロシアの収入も減少
- 権益の保持はロシア側の収入を削る効果を持つ点にも配慮が必要

→ロシアの収入削減効果は燃料間で一様ではなく、それぞれの燃料取引の特徴を踏まえて、「ロシアの収入を最小化する形」で禁輸・依存低減を遂行すべき。

また、ロシア産石油の輸入に対する「上限価格」構想等、ロシア以外の国々への経済影響を抑えつつ、ロシアの収入最小化を図る手法も検討すべき（92-95頁参照）

【参考】中国企業によるロシア産燃料の取引等に関する報道

原油

国有企業は既存の原油購入契約を続けつつ、新規の契約を控えているが、独立系の事業者は目立たない形で輸入^{*1}

ロシアの金融機関のSWIFT排除を踏まえ、原油と石炭を人民元建てで購入する動きも^{*2}
2022年5月のロシア産原油の海上輸入が過去最高に近い日量110万バレルとなり、パイプライン経由の輸入を含めると日量198万バレルとなって、サウジアラビアからの輸入量を超過^{*3}

^{*1}「ロシア産原油、中国国有企業が新規購入自制 独立系は密かに取引」ロイター、2022年4月7日

「中国勢、安価なロシア産原油をひそかに購入－トレーダー」Bloomberg、2022年3月24日

^{*2}「中口の原油・石炭取引、人民元建て決済で進行－今月以降に中国に到着」Bloomberg、2022年4月7日

^{*3}「中国、割安なロシア産原油輸入ひそかに拡大 欧米の穴埋める」ロイター、2022年5月20日

「5月中国原油輸入、ロシア産が55%増で過去最高 サウジ抜き首位」ロイター、2022年6月20日

LNG

ロシアから中国への2022年4月のLNG輸出額が前年同月比で約6倍に^{*5}

シェルがサハリン2の権益の売却について、中国の国有石油大手3社（中国海洋石油、中国石油天然ガス集団、中国石油化工）と協議中との報道。ただし協議は初期段階であり、中国側の慎重姿勢も報じられている^{*6}

→その後、中国企業ではなく、インド企業と協議中との報道（次頁参照）

^{*5}「ロシア、対中国LNG輸出6倍に－経済制裁でエネルギー受け皿」共同通信、2022年6月20日

^{*6}「シェル、サハリン2 権益売却へ中国3社と協議＝英紙」ロイター、2022年4月22日

「中国国有3社、「サハリン2」権益取得巡りシェルと協議－関係者」Bloomberg、2022年4月21日

【参考】インド企業によるロシア産燃料の取引等に関する報道

原油

3月中旬に国営のインディアン・オイルがロシア産原油を割引価格で購入する契約を締結^{*1}
その後も、ロシアがインドに大幅割引（侵略前の価格と比べ、バレルあたり最大35ドル安）
の原油販売を持ちかけているとの報道^{*2}

ロシアによるウクライナ侵略後、3月に約300万バレル、4月に720万バレル、5月に2,400万バレル以上のロシア産原油を購入。6月には約2,800万バレルを輸入予定^{*3}

他方で、好条件の割引が提示されなくなっているとの報道も^{*4}

インド政府は国営エネルギー会社に対して、ロシアの石油資産（サハリン1におけるエクソンモービルの権益、BPが保有するロシア石油大手Rosneftの株式）の取得を検討するよう指示。指示を受けた各社は、制裁の影響の検討が必要との見解^{*5}

^{*1} 「印石油会社がロシア産契約 購入量は限定的」共同通信、2022年3月19日

^{*2} Debjit Chakraborty, Unni Krishnan 「ロシア、インド向けに原油の大幅な値引き販売を提案 – 関係者」 Bloomberg, 2022年3月31日

^{*3} 「インドのロシア産原油輸入、ウクライナ侵攻以降急増」ロイター、2022年5月31日

^{*4} Verma, Nidhi, “EXCLUSIVE Russia has no extra oil to sign deals with two Indian buyers – sources,” Reuters, June 9, 2022

^{*5} 「インド、サハリン1などロシア資産取得検討を国営企業に指示 = 関係筋」ロイター、2022年4月29日

LNG

シェルがサハリン2の権益の売却について、インドのエネルギー企業連合（石油天然ガス公社、ゲイル）と交渉との報道。合意に至るかは不明とのこと^{*5}

^{*5} 「英シェル、サハリン2 権益売却巡りインド企業連合と交渉」ロイター、2022年5月27日

【参考】 欧州企業によるロシア産燃料の取引等に関する報道

原油

欧州のエネルギー企業はロシアによる侵略直後は自主的に購入を控えていたが、4月になるとロシアからの輸入量が拡大。同時にロシアの港湾から目的地不明として輸出される原油も増加。アナリストやトレーダーは洋上で大型船に移し替えている兆候と指摘^{*1}

4月26日、大手トレーダーのTrafiguraは、EUの第4次制裁パッケージで、ロシア政府が過半を保有する企業との取引（transaction）が5月15日以降に禁じられることを考慮し、ロシア産原油の購入を見合わせ、石油製品の購入も大幅に削減すると発表^{*2}

※なお、第4次制裁パッケージの当該禁止規定は「化石燃料の調達、輸入、輸送に厳格に必要な取引」には適用しないと定めている

^{*1}Hirtenstein, Anna 「ロシア原油運ぶ「目的地不明」船舶、輸出に抜け道」 The Wall Street Journal、2022年4月22日

^{*2}Payne, Julia, "Trafigura to stop buying crude from Russia's Rosneft ahead of EU deadline," Reuters, 2022年4月27日

【参考】二次的制裁など第三国への対応に関する提案

スタンフォード大学主催の「ロシア制裁に関する国際作業部会」の提言

マクフォール教授（政治学者、元在ロシアアメリカ合衆国大使）がコーディネーター。
欧米（ウクライナ含む）の専門家が参加

2022年4月19日に発表された“Action Plan on Strengthening Sanctions against the Russian Federation”では以下を提言

- EU、米国、他の協力国は、ロシア産の原油・石油製品の全ての購入者（制裁不参加国も含む）に、二次的制裁（※自国外の主体への制裁）の脅しを用いるべき。購入を大きく減らすことを約束した国に対しては、段階的削減を可能とすべく、6カ月ごとに制裁を免除
- 戦争終結まで石油・天然ガス代金をエスクロー口座に支払うことを義務付け。ロシア側は保留された資金を制裁対象ではない取引（食料、医薬、医療機器等）に使用可能。違反した金融機関に制裁（資産凍結や取引規制等のblocking sanctions）を科すとの脅しも併用。米国とEUは、外国の金融機関が石油の支払をロシアに送金した場合、当該機関に完全なblocking sanctionsを課すべき。エスクローのアレンジメントが制裁参加国だけでなく、ロシア産石油の全ての購入者に適用されるようにする

- 二次的制裁は、米国が頻繁に用いる傾向（例：イラン制裁時）
- 今回のケースでは、西側諸国が禁輸で足並みを揃う前に、米国が二次的制裁を発動すると、禁輸に踏み込んでいない西側諸国も制裁対象となり、西側の結束に悪影響。他方、足並みが揃った後は、採用しやすくなる可能性
- 発動された場合、ロシアからの供給が急減し、原油価格がさらに高騰するおそれ

ロシアからの石油輸入に対する上限価格と 二次的制裁の組み合わせの提案

エネルギー禁輸による経済制裁の限界

西側諸国が団結して禁輸しても、制裁に加わらない非西側諸国がロシアからの購入を継続
他方、西側の禁輸措置によって、国際的な原油価格は高騰
→輸出の物量が減った分が価格高騰で相殺され、結果的にロシアの収入があまり減らず、
さらに悪いことに、価格の高騰で西側を含む消費国の経済が傷む可能性

フィッシュマン氏とミラー氏の上限価格構想の提言

フィッシュマン氏は2015年～2017年に米・国務省で対ロシア制裁における米欧協調等を担当。
ミラー氏はロシアの歴史・政治・経済の専門家。2022年5月22日にForeign Affairs誌のウェブ
サイトに“The Right Way to Sanction Russian Energy – How to Slash Moscow’s Revenues
Without Crippling the Global Economy”を掲載し、禁輸で量を制御するのではなく、価格に上
限を設ける以下の手法を提言

- エネルギー価格を押し上げる輸入削減ではなく、ロシアの外貨獲得を削減することを制裁の主たる目的とすべき
- ロシアによる石油輸出を継続しつつ、その価格を系統的に引き下げるグローバルな枠組みが必要
 - 制裁参加国はロシア産の石油に対する上限価格（a price cap）を、ロシアにおける生産費用を少し上回る水準に設定（著者らはこれを逆OPEC（a reverse OPEC）と呼称）
 - 同時に、石油輸出に関わるロシア企業に対して、完全なblocking sanctions（※資産凍結や取引規制等）を科しつつ、上限価格を遵守する出荷に対しては制裁を免除
 - 上限価格を超える価格で購入する非ロシア企業に対する二次的制裁の脅しも併用

ロシアからの石油輸入に対する上限価格構想の検討状況

米国イエレン財務長官が強い関心

イエレン財務長官はG7財務相・中央銀行総裁会議（2022年5月19～20日）において、「ロシア産原油価格の上限設定に向け二次的制裁を活用する可能性」について議論したと明かした上で、実際に運用することは難しく、全ての問題が整理された訳ではないとコメント^{*1}

イエレン財務長官は、6月7日に上院財政委員会において、上限価格構想を含むロシアの収入抑制策を、欧州諸国と活発に議論していると発言^{*2}

報道によれば、タンカーへの保険を組み合わせる案も検討中

G7の間で、上限価格を設けている場合にのみ、ロシア産石油の輸送に対する保険を許可するとの案が検討されているとのこと。EUが制裁の一環として保険を禁止していること（※24頁参照）を踏まえたもの^{*3}

^{*1} Flatley, Daniel, Nick Wadhams, Christopher Condon 「G7、ロシア産原油巡り二次的制裁を議論－イエレン財務長官」 Bloomberg, 2022年5月20日

^{*2} "U.S., Europeans in 'extremely active' talks to limit Russian revenues from oil- Yellen," Reuters, June 8, 2022

^{*3} "Duehren, Andrew 「原油高抑制でG7連携、タンカー保険の活用視野」 The Wall Street Journal, 2022年6月10日

G7首脳コミュニケ（2022年6月28日）における上限価格構想

「我々はエネルギー価格の高騰を抑制する手法（適切な場合には一時的な輸入価格の上限を導入することの実現可能性を含む）を国際的なパートナーと検討するとEUの決定を歓迎する。（中略）関係閣僚にこれらの措置の実現可能性と効率性を早急に評価するように指示する」

→対象は石油に限定されず、ロシア産のみが対象なのかも明確ではない。報道によれば、イタリアのドラギ首相が天然ガスの上限価格を、フランスのマクロン大統領はロシア産以外を含む全輸入への上限価格を提案

「石油については、我々は今後、様々なアプローチを検討する。その中には、国際的なパートナーとの協議で合意された価格以下で購入される場合を除いて、ロシア産の原油・石油製品のグローバルな海上輸送を可能とする全サービスを包括的に禁止するオプションが含まれる。（中略）全ての同志国にこの取り組みに参加することを検討するよう招請する。関係閣僚にこれらの措置の早急な議論を継続し、第三国、民間部門の重要なステークホルダー、ロシア産炭化水素の代替エネルギーの既存・新規の供給者と協議するよう指示する」

→石油については、上限価格以下で購入する場合を除き、海上輸送関連の全サービス（※海上保険も含まれる）を禁止という選択肢を提示。上限価格は「国際的なパートナー」との合意で決定。G7だけではなく、有志国を拡大する形を志向

**上限価格構想を選択肢の1つと位置づけて、閣僚レベルでの議論を継続
G7の中だけではなく、国際的なパートナーの拡大を追求**

上限価格構想の課題

制度設計

適切な上限価格の設定や各国・各事業者による上限価格遵守の確認方法（※虚偽申告を特定する方法を含む）など、難題が存在

ロシア側の対応の不確実性

経済的な合意性に基づいて行動するのであれば、上限価格が生産コスト等を上回って利益を得られる限り、生産と輸出を継続する

しかし、原油価格の更なる高騰によって西側諸国を痛めつけるという戦略的観点から、上限価格設定を口実として輸出を止める可能性も（※ただし、この場合、ロシアの収入も減少する可能性）

迂回手段が発達するリスク

英国・EUの組織がタンカーの保険の大半を提供しており、そのアクセスを制限することで、第三国に上限価格を受け入れさせることが狙いだが、ロシア側が政府保証の下で提供する保険などの迂回手段が発達し、上限価格を執行（enforce）する手段が機能しないリスク

EU内部の再調整

EUは第6次制裁パッケージで、ロシア産の原油・石油製品の「第三国」への輸送に関する、技術的支援、仲介サービス、金融サービス等を禁止。上限価格以下の場合に海上保険を許可するためには、この制裁を緩和する必要あり

まとめ

禁輸・脱ロシア依存による国際秩序維持への寄与

ロシアの収入を削減することは、戦争財源を削る目的と、国際法違反に対する帰結を重大なものとする目的に寄与

ロシアの収入削減効果は燃料間で一様ではなく、それぞれの燃料取引の特徴を踏まえ、「ロシアの収入を最小化する形」で禁輸・依存低減を遂行すべき

禁輸・脱ロシア依存がエネルギー政策の“3E”に及ぼす影響

トレードオフが目立つがシナジーもあり。態様は複雑

- 経済：エネルギー価格の高騰に伴う経済への悪影響というトレードオフ。石油備蓄の協調放出による原油価格の抑制を通じて、ロシアの収入を減らすというシナジーが存在。ただし、備蓄放出の量・期間には限度あり
- エネルギー安全保障：代替策が整わない中で禁輸・脱ロシア依存に踏み切ると、あるいはロシア側が制裁への報復として一方的に供給を削減または遮断すると、エネルギー需要を満たせず、危機に陥りかねないというトレードオフ。他方、ロシアへの信頼は失墜しており、代替策がある中での禁輸・脱ロシア依存はエネルギー安全保障とのシナジーあり。ただし、代替策が別のエネルギー安全保障リスクを生み出すおそれも
- 環境（脱炭素化）：禁輸・脱ロシア依存の手段の中には、脱炭素化とのトレードオフがあるもの（例：石炭火力への回帰）もあれば、シナジーをもたらすもの（例：再エネ・原子力・省エネ）も存在。同一燃料の供給源の切り替えであれば、排出面では大差ないが、石油ガスインフラへの投資拡大が必要であり、化石燃料利用の固定化を避けるには水素等への転用可能性の担保が重要

まとめ

「国際秩序の維持」と「エネルギー政策の“3E”」のトレードオフへの向き合い方
禁輸・脱ロシア依存と“3E”のシナジーを最大化しつつ、どの程度までトレードオフを受け入れるかが難題。国民がエネルギー価格の高騰をどこまで支持できるのかも課題。上限価格構想等の経済面でのトレードオフを抑制する手法の検討も必要
他方、国際秩序が大きく壊れれば、日本の安全保障に影響。エネルギー面に限っても、国際秩序の動揺により、紛争の増加やシーレーンの不安定化が生じれば、エネルギーコストが増加し、さらにはエネルギーを海外に依存することすら困難になる可能性
→**国際秩序が維持されることで、エネルギーに限らず、経済・社会活動が支えられることを認識した上で、トレードオフに向き合う必要がある**

